

2014年度 先進プロジェクト研究 報告書

韓日の貧困状態にある子ども・若者に関する調査研究

— 家出の実態に注目して —

立命館大学大学院 社会学研究科

先進プロジェクト研究 SG

「社会的排除から社会的包摂へ—福祉供給体の協同的運営をめぐる韓日比較研究を通して—」

2015年3月

はじめに

山本耕平¹

我が国の「子ども・若者ビジョン～子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して～（平成 22 年 7 月子ども・若者育成支援推進本部決定）」は、その策定にあたり、5つの視点を重視した。それは、①子ども・若者を育成の対象としてとらえるのではなく、社会を構成する重要な主体として尊重する。②子ども・若者を中心に据え、専門家も交えた地域のネットワークの中で成長することを支援する。③すべての子ども・若者の成長・発達を応援するとともに、困難を抱えている子ども・若者がその置かれている状況を克服することができるよう支援する。④今を生きる子ども・若者を支えるとともに、将来をよりよく生きるための成長をサポートする。⑤子ども・若者を取り巻く大人の役割は大変重要であり、大人の側でもよりよい社会づくりを積極的に行うことを求める。という 5 点である。この 5 点は、子ども・若者の貧困化と社会的排除が深刻化するなかで生じてきた視点であろう。

宮本みち子は、我々が、若者問題を分析する時、若者の諸問題を構造的に解きほぐすことが重要であると指摘する。宮本は、若者の自立が困難になっている背景には、収斂された社会構造のゆがみが存在し、社会的にどのような条件を整える必要があるのかを真剣に検討する必要があると述べる（宮本、2002）。私たちのところを「相談」の為に訪れる若者たちの多くは、多様な課題の持ち主である。例えば、ひきこもる若者たちは、人格発達の各時期に獲得される心理・社会・性的発達の一要素である対人関係力につまづきをもち、仲間と関わるのが困難となることがある。安心して仲間集団や他者集団との関係を持つことができる対人関係能力の基盤は、乳児期には母親の人間との関係で、幼児期には両親の人間や基本となる家族との関係で、学童期には学校内の対人関係で形成される。しかし、貧困なるが故に乳児期や幼児期に親との関わりを十分にもてない状況や、学童期に仲間と自主的な地域生活をおくることができず孤立することがある。いま、ひきこもり支援を考える時、若者たち自身の個人的な課題や家族の課題に要因を転化したりする自己責任論や家族責任論を的確に批判しながら、個人や家族への支援も検討していく必要がある。家族も当事者と同じく資本主義社会の諸矛盾のなかで力強く生きる力を奪い取られた存在であり、家族と当事者、さらに彼らが所属する集団・社会（地域）が、社会の諸矛盾によりいかに生きづらいものとなり、彼らが安心して発達できない社会となっているのかを分析する必要がある。

今年、この先進プロジェクト SG（「社会的排除から社会的包摂へ—福祉供給体の協同的運営をめぐる韓日比較研究を通して—」）では、若者の家出について考えてきた。なかでも、韓国の若者の家出と家出支援について学び、我が国がいかなる状況であるかを分析してき

¹ 立命館大学産業社会学部 教授

た。若者の家出は、我が国では、14歳未満の触法少年と、18歳未満の真犯少年の課題として論じられることが多い。しかし、私の問題関心は、「20歳以上の若者たちで、家にいることができずに家を出てきた人たち」である。そのなかには、貧困故に、自宅で青年から成人への移行期を過ごすことができず、早い時期に家を出たものの、就労が困難であり、ネットカフェを転々としている者もいるだろうし、貧困ビジネスの被害にあっている者もいる可能性がある。さらに、もう一つの関心が、家出したいものの家出できないで、移行期を困難な状況を抱える家族のなかで送っている若者たちである。まったくひきこもっているのではないが、就職することもできずにいる彼らのなかには、家を出て外で暮らしたいと思っているが、外にでる資金や人との関係性に欠ける者がいるのではなかろうか。

我が国の若者を対象とする福祉は、未整備である。不安定な移行期をおくる彼らの生存と発達を保障する条件をどう作り上げるか、その為にはいかなる提案を行うのがこのプロジェクトに課せられた課題である。少なくとも、子ども・若者ビジョンが「子ども・若者を育成の対象としてとらえるのではなく、社会を構成する重要な主体として尊重する」と述べるように、対象から主体へと、若者たちを捉え考える研究が今必要となっている。我々は、その視点を大切に「今を生きる子ども・若者を支えとともに、将来をよりよく生きるための成長をサポートする」政策を提案する研究を目指す。

本報告書の構成としては、第1章では、本年度先進プロジェクト研究SGがおこなった取り組みを整理している。今年度は、佛教大学の朴教授、加美准教授、女子高生サポートセンターColaboの仁藤夢乃氏にゲスト講義として協力いただき、夏期には韓国調査を実施した。第2章では、本研究プロジェクトがなぜ「家出」を取り上げるのかにつき、言及している。第3章は、韓国調査でお会いした大田大学のナム教授がまとめておられる韓国の家出問題の実態報告書をもとに、韓国の「家出ファム」という新たな実態を中心に整理している。第4章では、韓国では家出が大きな社会問題となっているなかで、「日本に家出はあるのか」という点から、その実態を若年ホームレス等の先行する調査研究から整理している。そして、第5章では、最終年度となる来年度への課題を整理している。

引用文献

内閣府（2010）「子ども・若者ビジョン～子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して～」

<http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/pdf/vision.pdf>

宮本みち子（2012）『若者が《社会的弱者》に転落する』洋泉社

目次

はじめに	山本耕平	1
第1章 本年度の取り組みについて	兵頭宏美	4
1-1. 本プロジェクトの概要		4
1-2. 前期の取り組み		4
1-3. 夏期韓国調査の実施		9
1-4. 後期の取り組み		13
第2章 若者の貧困状態と「家出」を捉えることの意義	深谷弘和	16
2-0. はじめに		16
2-1. なぜ「家出」を捉える必要があるのか		16
2-2. ホームレス概念にみる「家出」		19
2-3. 韓日の若者の「家出」をめぐる論点		24
第3章 韓国における家出した若者たちの状況	浦谷彩加	27
3-1. 韓国における家出青少年に対する支援		27
3-2. 「家出ファム」とは何か		30
3-3. 「家出ファム」への評価と課題		37
第4章 日本における家出した若者たちの現状	岡部茜	38
4-0. 日本における家出した若者たち		38
4-1. 若年ホームレスをめぐる調査と議論		38
4-2. 調査・報告から明らかになった家を出た若者の実態		41
4-3. 家を出る前の生活困難と家を出た後の生活困難		45
4-4. 日本に「家出ファム」はあるのか		46
4-5. 今後の議論に向けたいくつかの論点		47
第5章 来年度に向けて	丸山里美	51
おわりに	峰島厚	53

第1章 本年度の取り組みについて

兵頭宏美²

本章は、先進プロジェクト研究 SG の 2014 年度の活動の記録を記したものである。本研究の今年度の成果については、第 2 章より展開している。詳しくはそちらをお読みいただきたい。

1-1. 本プロジェクトの概要

本プロジェクトは、立命館大学大学院社会学研究科で採択された先進プロジェクト SG 「社会的排除から社会的包摂へ—福祉供給体の協同的運営をめぐる韓日比較研究を通して—」である。本プロジェクトは、2013 年度から 3 ヶ年の調査研究が予定されている。先進プロジェクト研究は、大学教員と院生が同じ研究者としての立場で、研究活動をおこなうことを目的としている。

2013 年度は、韓国と日本の若者の貧困状態を捉えるために、韓国の青少年シェルターを利用している若者を対象に調査活動をおこなった。本研究では、貧困状態は、経済的貧困に留まらず、虐待や家庭内暴力、いじめなどのイベント経験したもの、何らかの障害による生きづらさを抱えている状態を捉えている。調査活動では、韓国のシェルター利用青少年たちに、韓国のネイティブがインタビューをおこない、そのトランスクリプトを、プロジェクトメンバーで分析をおこなった。これらの分析の結果は、2013 年度の先進プロジェクト研究の報告書「シェルター利用青少年の語りからみえる韓国社会」としてまとめている。

1-2. 前期の取り組み

2014 年度前期の取り組みについてまとめ、紹介していく。

(1) 朴光駿教授によるゲスト講義

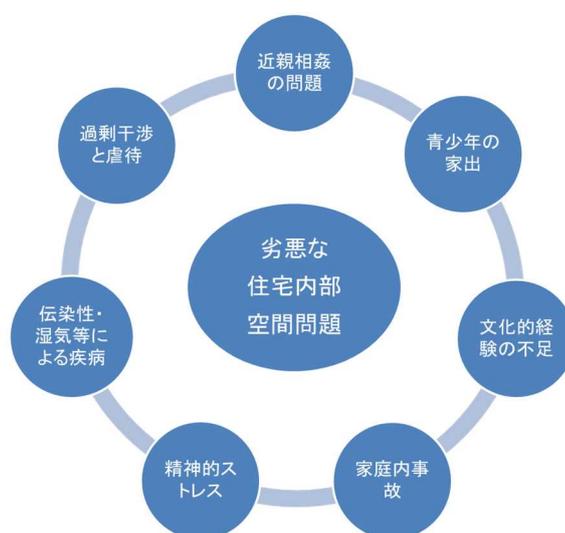
2014 年 5 月 1 日に佛教大学社会福祉学部の朴光駿教授に、ゲスト講義を依頼した。朴教授からは「青少年問題をみる 2 つの観点—『シェルター利用青少年の語りからみる韓国社会』と関連して」と題して、韓国の青少年問題を捉える視点についてご教授いただいた。

朴教授からは、青少年問題をみる 2 つの観点として、①「家族主義」の観点と②居住問題からの観点が提示された。

² 立命館大学大学院社会学研究科 博士課程前期課程

「家族主義」の観点では、家族主義とは「権威主義および発展主義、女性差別的な社会文化、密着した親子関係」という 3 つの傾向と強く結びついた生活文化であり、韓国をはじめとした東アジアの社会福祉に大きな影響を与えているとされた。

居住問題からの観点は、「韓国社会そのものの理解のためには核心的なテーマ」であるとし、韓国特有の住居の不安定性が家出をはじめとした韓国の社会問題に大きな影響を与えていると指摘された。たとえば、韓国では、子どものための部屋が設けられることが少なく、常に大人の目があるなかで生活しなければならず、日本のように「ひきこもり」という状態像を示すことが物理的に難しい。そのために、虐待や家庭内暴力が深刻化し、家出という形で若者の社会問題が噴出する可能性が示唆された。



出典：朴光駿,1999「住宅問題と社会福祉」
(朴教授 ppt.資料より抜粋させていただきました)

(2) 韓国における報告書の翻訳

次に、韓日における若者の実態の分析をすすめるにあたり、ナム・ミエ教授が責任研究員として取りまとめられた『青少年のシェルター設置及び運営の充実化方案研究 最終報告書』(原文タイトル『「청소년쉼터 설치 및 운영 내실화 방안연구」 최종보고서』)をはじめとした以下の 3 本の調査報告書を翻訳し、その内容につき議論をおこなった。

- 『青少年のシェルター設置及び運営の充実化方案研究 最終報告書』(原文タイトル『「청소년쉼터 설치 및 운영 내실화 방안연구」 최종보고서』)
- 『女性家出青少年の人権状況 現場調査レポート —「保護」の論理から社会的「セーフティネット」の構築へ』(原文タイトル『여성가출청소년 인권상황 현장조사 보고서』)
- 『家出ファミリア実態調査と政策課題の発掘』

(3) 韓国調査計画の立案

韓国の3本の報告書の翻訳から、本研究では、韓国における若者の社会問題として深刻化している家出に注目し、報告書の執筆者のひとりである大田大学のナム・ミエ教授を訪問し、韓国の家出問題に関連する調査活動を以下のように計画した。

ナム教授とのアポイントメントについては、佛教大学の朴教授にご協力いただくことができた。

夏期調査計画書

ナム・ミエ先生（大田大学教授）との懇談に向けて

立命館大学大学院社会学研究科
先進プロジェクト研究 SG

1. プロジェクトの概要

○プロジェクト名

社会的排除から社会的包摂へ—福祉供給体の協同的運営をめぐる韓日比較研究を通して—

○プロジェクトメンバー

山本耕平 教授（福祉臨床論）、峰島厚 教授（障害者福祉論）、丸山里美 准教授（ジェンダー論）、深谷弘和（博士後期課程）、岡部茜（博士後期課程）、兵頭宏美（博士前期課程）、浦谷彩加（博士前期課程）

○訪問予定者（4名）

山本耕平、岡部茜、兵頭宏美、浦谷彩加

2. 調査（懇談）にあたっての経過

本プロジェクト研究では、2010年度より継続して、韓日のひきこもりや不登校、ホームレスなどの貧困状態にある若者を対象とした調査研究に取り組んできた。その中で2013年度には、韓国の青少年シェルターを利用している若者を対象としてインタビュー調査をおこない、その実態を日本のプロジェクト研究として分析をおこなった。2014年度は、さらに韓日比較分析をすすめるにあたり、ナム・ミエ教授が責任研究員として取りまとめられた『青少年のシェルター設置及び運営の充実化方案研究 最終報告書』（原文タイトル

『「청소년쉼터 설치 및 운영 내실화 방안연구」 최종보고서』をはじめとした以下の調査報告書を翻訳し、その内容につき議論をおこなった。

『青少年のシェルター設置及び運営の充実化方案研究 最終報告書』（原文タイトル『「청소년쉼터 설치 및 운영 내실화 방안연구」 최종보고서』）

『女性家出青少年の人権状況 現場調査レポート —「保護」の論理から社会的「セーフティネット」の構築へ』（原文タイトル『여성가출청소년 인권상황 현장조사 보고서』）

『家出ファム実態調査と政策課題の発掘』

これまでの議論により、韓国社会における家出問題は、韓日比較においてさまざまな相違点を有しているが、今後の韓日の若者の貧困問題に取り組んでいくための重要な論点があると考えに至った。

3. 調査（懇談）の目的

韓国におけるシェルター利用青少年の調査研究を実施したナム・ミエ教授より、青少年の家出問題の実態とその対策の現状を聞かせていただき、韓国政府がどのような政策を展開しようとしているのか、また抱えている課題をどのように把握されているかを伺うことを目的とする。さらに、山本耕平教授をはじめとして、本プロジェクトがこれまでに取り組んできた韓日比較調査の到達点について報告し、韓国では家出問題、日本ではひきこもり問題をはじめとした若者の生きづらさをめぐる諸問題に対する取り組みに向けた共同研究プロジェクトの可能性について検討する。

4. 議論の論点

①韓国で青少年の家出が社会問題化している背景とは何か —日本の若者をめぐる諸問題との関連—

韓国では政府が研究者に実態調査を委託するなど、青少年の家出が IMF 危機以降、深刻化していると把握している。その背景には、親の経済的問題や、家庭内暴力、虐待などの貧困が挙げられている。ただし、日本においては「家出」は大きな社会問題として認識されていない現状がある。ただ、若者の生きづらさとして「ひきこもり」などの問題が深刻化している。これらの韓日が抱える若者をめぐる諸問題の実態とその背景を共有したい。

②家出青少年たちが家出ファムを形成する背景について

家出をした青少年たちは、シェルターを利用するだけでなく、家出ファミと呼ばれるグループを形成し、グループで窃盗や売春などをおこなっている実態も報告されている。シェルター利用青少年や家出ファミの青少年の語りからは、窃盗や、売春をおこなわざるを得ない実態も読み取ることができる。ただし、日本においては、「家出」は「離家」として大きく取り上げられず、「離家」をおこなった若者もグループを形成し、共同生活をおこなうといったことはあまり報告されていない。むしろ、個人で友人宅を転々としたり、知り合った人と同棲をはじめめるケースが報告される。このような相違点に関して韓日から意見交換をおこないたい。

③若者の貧困問題を解決する政策対応および支援について — “協同的關係性”と“生き場所” —

青少年の家出問題やシェルターを利用している青少年に対してどのような政策的な対応が現在おこなわれているのか。報告書では、青少年への職業的訓練のみならず、住居の保障や生活費の支援などをはじめとした支援の必要性が指摘されている。日本においては、ひきこもりやニートなどの生きづらさを抱えた若者たちに対して職業的訓練などの支援のみが強調されてしまうことに対して、山本耕平教授をはじめ本プロジェクトでは継承を鳴らしてきた。その際、日本におけるひきこもりへの居場所支援の取り組みや、韓国での HAJA センターなど社会的企業の起業を通じた若者たちの新しい働き方を求める取り組みから、生きづらさを抱えた若者たちへの支援について検討をおこなってきた。特に、山本耕平教授は、生きづらさをもった若者たちが集い、自分たちの生き方を見つめ直す場としての“生き場所”や、その場に参加する若者や支援者、地域住民との新たな関係性として“協同的關係性”といったキーワードを使って、若者たちへの支援のあり方を検討してきた。今回、韓国における家出ファミをはじめとした若者たちのグループが何らかの支援を通して、若者の自治の力を育て、集団をつくっていく可能性があるのかどうか、そこから日本の支援はどのようなことを学ぶことができるのか議論をおこなっていききたい。

5. 調査（懇談）の内容等について（ご相談）

2014年9月12日（金）

午前 ナム・ミエ教授をはじめとした韓国研究者との研究交流

山本耕平教授からもこれまでの本プロジェクトの研究経過を報告させていただき、韓日双方の研究発表の上で、意見交換をさせていただきたく存じます。

午後 フィールドワーク

家出青少年たちが過ごす場所を実際に訪れさせてもらいたい。青少年シェルターなどの

施設をはじめとして、モーテルやPCバンから野宿をする公園など、青少年たちがどのような場所で生活を送っているのか実際にみせてほしい。

1-3. 夏期韓国調査の実施

前期の議論を踏まえて、上記で紹介したように韓国調査計画を立案し、東明大学の呉教授にコーディネートを依頼し、調査を実施した。

(1) 日程

日程：2014年9月11日～2014年9月14日

(2) ナム・ミエ教授との研究交流

①労働政策と家出の社会問題化

家出問題は1970年代から韓国社会において存在した。非常に早い経済成長があり、そのなかで青少年の貧困の問題が出てきたと考えられている。家庭としても、共働き世帯が増え、子どものケアをする時間を親はとることが難しい状況も存在する。政府に青少年部署が設置され、シェルターができたことで調査研究が可能となった。結果として、家族や個人的問題と認識されていた家出であったが、調査からは社会的諸矛盾のなかで青少年たちは家出を選択していることが明らかとなり、研究者の関心を寄せることとなった。

政府としては、労働力供給と犯罪・非行との関係で家出青少年たちを問題とし、支援を行っている。現在も、青少年たちで集まることは危険なので、シェルターへ入れという方針である。一方で、韓国の激しい学歴社会では、学校へ行って、就職をするという「自立」が家出青少年たちにとって、とても難しい状況にある。学校へ行こうとしても、学力面で挫折するなど、社会適応という文脈において青少年たちは強い劣等感を感じている。シェルターの目標としても就労率が掲げられているが、青少年たちは自分自身が抱えている問題を解決したいと願い、これからどのように生きていくのかといった悩みを抱えている。就労だけでは解決しきれない問題がある。社会へ就労適応することがしんどくなってしまう。

②家出ファームの実態

形成メンバー：お酒飲みながら・インターネットなど

卒業理由：

- ・ 年齢を重ね仕事をもたなければと感じる→アルバイト→部屋を借り独立
- ・ シェルターへ戻る
- ・ 少年院へ入所

家出場所の環境：

韓国は部屋割り料金なので、大勢であればモーテルなどに安く宿泊できる。身分証明は、実際することなく宿泊できる。

③家出ファミ形成と関係性の希求

「所属感」と「共同体」がキーワードではないか。家出青少年たちは、家庭での生活に対する思いをもっている。本来であれば、家で生活したいが、それが叶わず戻れる状況でもない。世間は家出に対して、やはり否定的である。社会で生きていくことに対する難しさを相互理解することや、一緒に解決する力をつけること、将来の生き方を模索すること、家族的な組織に所属することによる安心感を得るために家出ファミは組織されているように考えている。家出青少年たちは決して家が嫌になったわけではなく、家で暮らしたいという気持ちがある。家を懐かしむ、誰かに頼りたいという複雑な気持ちを、家出ファミに向けているように感じている。また、誰かを共同体のなかでケアすることによって、自らの自尊心を高める働きもあるのではないだろうか。



大田大学にてナム教授と調査メンバー

(4) ドロップインシェルターへの訪問

○設立の経緯

短期シェルターが最初つくられたが、規則が厳しく、施設へ入り生活をしなければならなかった為、青少年があまり利用しなかった。青少年に近い施設として設立されたのがド

ロップインセンターである。

○特徴

無規則。青少年が自由に来て、自由に帰れることが可能

○活動内容

医療、食事提供、宿泊（連泊してもよいが、一日ごとに紙に記入する）、洗濯、携帯充電
etc

リビングにはテレビや漫画や本も PC あり、プログラム（レクリエーション）なども催される。相談業務も行っているが（就職や進学相談も受け付ける）、強制ではなく青少年のニーズがあれば行う。一人暮らしの際、必要があれば資源や行政、ボランティアなどとの連携を行う。

- ・ 昼間保護：食事などの提供。充電や洗濯、仮眠なども可能
- ・ 夜間保護：宿泊（1泊）
- ・ アウトリーチ

○スタッフの体制

昼間：5人（内アウトリーチ1名※5名で順番にまわしている）

夜間：2人

基本的には社会福祉士。青少年指導士、青少年相談士³、教員免許をもっている場合もある

○連携

何度かシェルターに来ていても、見えないと支援は難しく危機的状況に陥った場合、要望がなければ支援できない場合も多々ある。青少年から連絡が来た場合、ドロップインで対応が難しい場合など、青少年相談福祉センターや1388プログラムなどと連携し、シェルターで動かなかとも1388プログラムが直接出向いて対応している。



³青少年指導士、青少年相談士は、90年代後半に出来たものである。大学でカリキュラムを受け、面施試験を受けると、国家資格として取得できる。

(5) 短期シェルター（男女別）

○事業目的

ひとりの青少年の健康な成長を図り、安全な保護と家庭への復帰、また社会での自立などを目的としている。

◎ 事業内容

- ・ 短期保護（基本的な生活の保障、文化活動）
- ・ 家庭復帰支援
- ・ 社会復帰支援
- ・ 家出予防活動（学校での友人や家族との関係づくり）

※ 教育庁の特別なプログラムも行なわれている

インターネット中毒予防事業

学校外の支援プログラム 等

※半年に1回のキャンプ・ドリームブック e t c

○支援の流れ

自主的に来所・他機関からの紹介（ドロップインシェルター、1388、他のシェルター、学校等）※

↓

入所してから、個人アセスメント

↓

計画・実行

↓

家に帰るか自立するか

↓

事後支援（電話や訪問）

※警察からの紹介で保護され、シェルターに来るケース。保護後、警察から親に連絡しても、親が拒否してシェルターにくることもある。

○年齢

9～24 歳（韓国の青少年基本法での枠組み）

○保護期間

3 か月以内（2 回延長可能。最長 9 か月）

※利用している青少年の統計 平均：16.8 日→2014 年度現在は 24 日

○入所定員

10 名（空間的には 15 名まで入所出来る）

24 時間 365 日利用できる

○入所の背景

- ・ 家庭の機能がうまくいっていない子 →家庭内暴力、コミュニケーション不足
- ・ 学校にうまく適応できなかった子 →脱学校から家出をすることにつながった子
- ・ 長期的な家出をしている子たち



1-4. 後期の取り組み

夏期調査では、韓国における青少年の家出問題の実態に触れ、ナム・ミエ教授と意見交換をおこなった。韓国の家出問題の実態やそれに伴う政策については、本報告書の第3章に詳しく記すが、韓国では「家出ファム」と呼ばれる、共同生活体が生まれ始めていた。後期は、日本において、家出の問題がどのように現れているのかに注目し、ゲストスピーカーを呼び、議論をおこなった。これらの成果については、第4章で詳しく言及しているので、そちらを参照されたい。

(1) 仁藤夢乃氏によるゲスト講義

2014年10月7日に一般社団法人女子高生サポートセンターColaboの代表である仁藤夢乃氏を招いて、研究会を実施した。仁藤氏は、『難民高校生 絶望社会を生き抜く「私たち」

のリアル』(英治出版)、『女子高生の裏社会 「関係性の貧困」に生きる少女たち』(光文社新書)を出版し、日本の女子校生たちの貧困状態をルポルタージュで明らかにしている。仁藤氏は、女子高生の貧困状態を「関係性の貧困」として捉えると共に、女子高生がJK産業と呼ばれる性産業に取り込まれていく実態を報告した。また、性産業に取り込まれる層が、拡大していることを指摘している。仁藤氏が高校生だった5年ほど前には①貧困層と②不安定層が中心で、③生活安定層は「現場にいなかった」と述べている。貧困状態にない若者(=「彼女たちはみな明るく純粋で、病んでいなかった」)が「JK産業」などの犯罪に係わることとなっている。「こうした少女たちが売春や犯罪の入口に立っていることは衝撃的だった。少なくともこの10年間、『貧困層』や『不安定層』の子どもたちがそちらの世界へ引っ張られていくのを社会は放置し、容認してきた」と指摘されるように、若者の貧困の実態をやみくもにしてきたからこそ、その問題が大きく広がってきている実態がある。

「未成年者は保護者が保護する」という前提のうえに、高校中退者への支援がまったくくないことや、相談機関をたらい回しにされる実態など「貧困層」や「不安定層」の家庭から子どもを保護する機能の低下が明らかにされつつある。

仁藤氏がNPO法人女子高校生サポートセンターColaboを設立して、その相談支援をおこなっているが、その背景には、既存の福祉サービスを「使うことができない」と考えているからでもある。ゲスト講義後には、その点をいかに解消しうるかについて議論がおこなわれた。



仁藤氏を招いての研究会の様子

(2) 加美嘉史准教授によるゲスト講義

2014年11月26日には、佛教大学社会福祉学部の加美 嘉史准教授を招いて、研究会を開催した。加美准教授からは、「若年貧困層の生活実態と生活課題に関する考察—京都市の緊急一時宿泊事業利用者調査から—」と題して、報告を受けた。また、本プロジェクトからも、丸山里美准教授が「もやい生活相談データ分析報告」として報告をおこなった。両報告からは、若年ホームレスと呼ばれる若者の中にも、家出の経験を持つ若者がいることが確認された。また、韓国のシェルターのような社会資源である緊急一時宿泊施設を利用する若者の実態からは、韓日両国の若者貧困状態に共通する部分があることが見出された。この報告に基づく、日本の若年ホームレスからみえる家出の実態については、第4章で詳しく言及する。

本年度は、多くの方にゲスト講義に来て頂き、また、夏期韓国調査においても多くの方にご協力をいただきました。この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

第2章 若者の貧困状態と「家出」を捉えることの意義 - 韓日の若者を捉えるための論点 -

深谷弘和⁴

2-0. はじめに

本研究プロジェクトは、これまで韓国と日本における子ども・若者の貧困状態について検討を加えてきた。本研究で捉える子ども・若者の貧困状態とは、経済的貧困だけでなく、制度や関係等の総合的な貧困状態であり、「虐待」、「いじめ」、「家出」といったイベントの経験も含まれている。これまで2010年度から2012年度にかけては両国で生じている「ひきこもり」に注目しながら、その背景や支援の内容について検討をおこなってきた（山本，2011ほか）。2013年度からは、新たに若者の貧困状態としての「家出」に注目している。本章では、本研究が、韓日の子ども・若者の貧困状態としてなぜ「家出」に注目するのかについて論じていきたい。

2-1. なぜ「家出」を捉える必要があるのか

なぜ、若者の貧困状態を捉える際に「家出」に注目する必要があるのか。それは端的に言えば、若者が社会的排除状態へと至る過程での、若者の「行為」という側面に注目するためである。本研究プロジェクトの代表者である山本（2014）は、社会的排除状態にある若者を、支援実践の「対象」として捉えるのではなく、「若者自身が若者の孤立や排除を生じさせている今日の新自由主義的諸矛盾と、対峙する主体となる力を獲得する」ことの重要性を指摘する。本研究では、山本が指摘するように若者を「対象」ではなく、「主体」として捉えることによって、若者の貧困状態をめぐる新たな論点を見出すことを目的としている。そのため、「行為としての家出」に着目することで、これまでとは異なる新たな課題が浮き彫りになるのではないかと本研究では考えている。

さらには、「行為としての家出」に着目することにより、これまで聞こえてこなかった貧困状態にある若者の声を知ることができると考えている。彼ら・彼女らが「家出」という行為になぜ至ったのか、その行為に含まれている意志やねがいに迫るための新たな視点を提供していくことを目指していく。

では、「家出」を行為として捉えることについて先行研究からみていきたい。

⁴ 立命館大学大学院社会学研究科 博士課程後期課程

(1) 「家出」の研究から

日本において家出の問題はこれまでに社会病理学で 1970 年代後半に取り上げられてきた。大橋ら (1978) の『社会病理学入門』によれば、「家出とは、一般に、家族成員が自己の所属する家族の日常生活から一時的にあるいは永続的に離脱する行為」とされている。その中で、家出が動機的面から「From 型」と「To 型」の 2 つに類型化されていることが紹介されている。From 型は、「家庭、学校、職場などの日常的な生活の場で生じる種々の葛藤や緊張、不満などから逃れるために家族生活から離脱していくような、逃避的性格をもつ家出で」であり、「逃避型家出」とも呼ばれる。一方、To 型は、「現状の日常生活においては達成できそうにもない個人的な生活目標を達成するために家族生活を一時的、永続的に放棄する家出であって、目標志向型家出」とされている。もちろんこの 2 つの特徴が同時に存在することも指摘されており、「From-To 型という区分は相対的なものにすぎない」と述べられている。しかし、本研究は、若者が家出という行為にいたらざるを得ない背景としての「From 型」の側面と、家出という行為をおこなう意志としての「To 型」の側面について検討をすすめていく。

「家出」そのものを対象とした研究はその後、あまり大きく展開されていない。その背景のひとつには「家出の若者は、保護して家族の復帰させる」という前提があったからではないかと考えられる。実際に、大橋らの「社会病理」として家出が扱われていた 1970 年代にあっては、どのように家出の問題を解決し、「家族復帰できるか」が論点としてあがっている。「いかに家族に復帰させるか」という点の背景には、日本の家族主義に大きく依存してきた日本型福祉社会をみることができよう。しかし、家出問題への対応という意味では同じ家族主義の国として取り上げられることのある韓国とは異なっている。ここは本研究においても重要な点であり、韓日における家出に対する政策、取り組みについては、後の章での論及に譲ることとする。

また、これまで家出の実態は、「家出人捜索願」の件数と共に把握されてきたが、平成 22 年 4 月 1 日から「行方不明者発見活動に関する規則」(平成 21 年国家公安委員会規則第 13 号) が施行され、行方不明者発見活動に係る用語の整理等がなされ、「家出人」が「行方不明者」に変更となっている。この点からも、日本における「家出」の取り扱い方をみることができ⁵。

現在の社会福祉研究においては、貧困状態の背景や要因として家出が取り上げられることはあっても、家出そのものに着目して研究しようとするものはない。

(2) 谷口由希子の「脱出」研究

若者の貧困状態を検討する際に「行為としての家出」を捉えようとする本研究に示唆を与えてくれるものとして谷口由希子の児童養護施設の子どもを対象とした研究がある。谷口

⁵ 「家出人」が「行方不明者」として取り扱われるようになった背景には、認知症の高齢者の行方不明の問題が増加したことが指摘されている。

(2011)は、児童養護施設に入所した子どもたちを対象として、施設での生活および退所を通じた生活過程を長期的なフィールドワークによる結果から分析をおこなっている。その際に子どもたちの主体的な「脱出」過程を実証的に明らかにしようとしている。谷口は、「排除 (exclusion)」という現状に対して一般的に使用されている「包摂 (inclusion)」ではなく、「脱出 (get out)」概念を「社会的相互作用のなかで『個人レベル』での主体が形成されていく過程を示す概念」として用いている。社会的排除概念には、政策志向としての概念の要素が強いとして、政策的な側面に加えて、排除に抵抗する軸としての「主体性 (agency)」(リスター (2004)) の概念に注目している。そして、谷口は「つまり、排除の渦中にある当事者が個人レベルでどう変わるか、現在の生活をどう捉えるかは、生活主体抜きに考えることは困難であり、さらに生活実践上では主体形成が重要な要素となる。その意味で『脱出』は、生活主体がおかれている客観的認識と符号しやすいと言えよう。」と述べている。

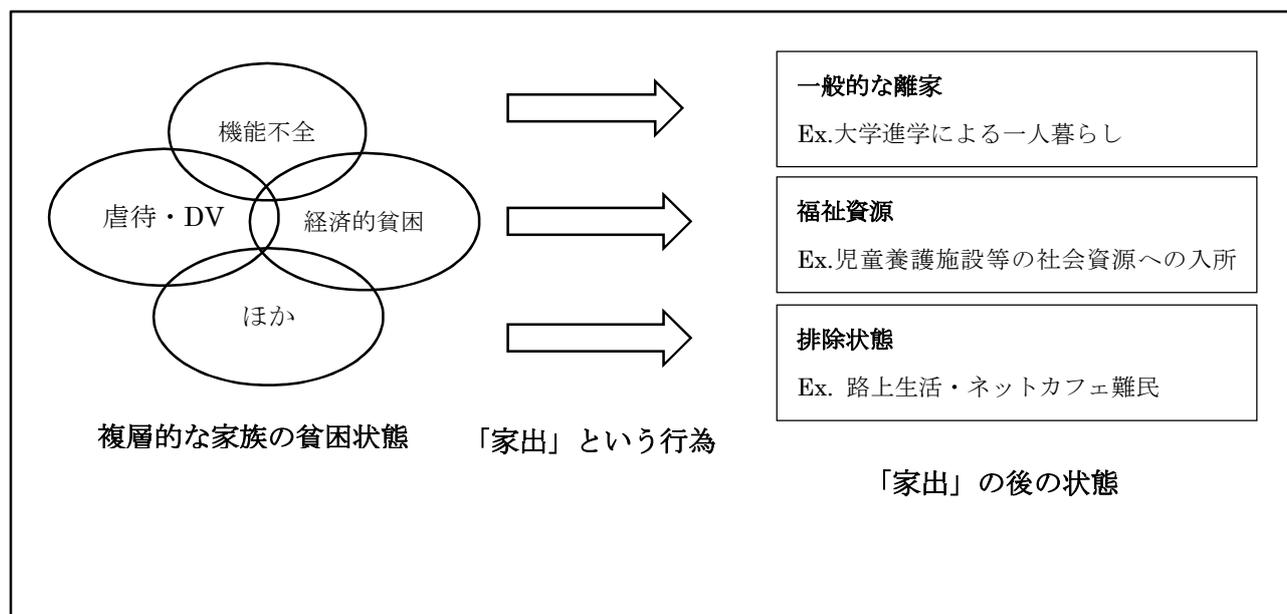
この谷口が児童養護施設に入所する子どもの貧困状態を捉える際に用いた「脱出」の概念は、児童養護施設の支援実践の内容に新たな論点を導き出している。支援の対象としての子どもではなく、入所している子どもの意志を確認するなかで、新たな支援実践や政策への提起がおこなわれている。

本研究においても、この谷口の研究のように「行為としての家出」を捉えることによって支援実践の「対象」ではなく、「主体」としての若者を見出そうとしている。先述したようにこれまで家出の問題は、「帰る家のある者」として扱われ、家族復帰が原則とされてきた。そのため、家出をした若者たち自身の意志や、込められたねがいのようなものが置き去りにされてきた可能性もある。これらは家出をした若者が、保護や管理の「対象」として扱われてきたからではないだろうか。

(3) 「行為としての家出」に注目して

これまで述べてきたように、本研究がどのように家出を取り上げようとしているかについて示すものとして下の図がある。若者が家出という行為をおこなう背景には、「家にいることができない」という家族の貧困状態があると考えられる。家族の貧困状態は、経済的な貧困だけでなく、虐待や家庭内暴力、両親のアルコール関連問題や、それに伴って「機能不全家族」として表現されるような状態がある。これらは、相互に関連し合って、貧困状態を生み出している。このような家族の貧困状態を背景のひとつとして、若者は家出をおこなうと推察される。「これ以上、家族と一緒にいたくない」「家を出ざるを得ない」という若者たちが、家族との生活から離脱する「家出」という行為に至ったあとの状態は図に示したように様々である。例えば、「家族と一緒に暮らしたくないからこそ、大学受験を頑張って一人暮らしができる大学に進学した」というような一般的な離家と捉えることのできるような状態もある。また、虐待などの暴力などを受けて、家出をおこない、それを通して児童養護施設の入所となったり、一度、家出からホームレス状態になったが、救護施設に入所したり、更生保護の対象となって施設入所となるなど、家出を通して何らかの福祉資源につながる

こともある。また、家出をして、そのまま暮らしの場を失い、路上生活をしたり、ネットカフェで寝泊りする「ネットカフェ難民」とよばれるような状態になる若者もいる。このような日本における家出の若者の姿については後で詳しく紹介することになるが、本研究プロジェクトでは「行為としての家出」に注目することにより、若者の貧困状態、そして社会的排除状態を捉える際の新たな論点を見出すことができないかと考えている。



現在、先の図に示している『「家出」の後の状態』に対しては、さまざまな実態調査やそれに伴う政策、そして支援実践が展開されている。しかし、その支援の場面では、家出という事実に深く注目することは少ない。後述することになるが、家出が大きな社会問題となっている韓国では、青少年の家出に対する柔軟な政策および支援実践が展開されている。これは、韓国の支援実践体がいち早く青少年の意志やねがいをつかもうとしたからであると推察される。本研究では、日本の家出の調査研究を通して、若者の主体的な行為として側面から、若者の貧困状態を検討し、新たな論点を見出すことにより、今後の若者支援のあり方を検討することができるのではないかと考えている。

2-2. ホームレス概念にみる「家出」

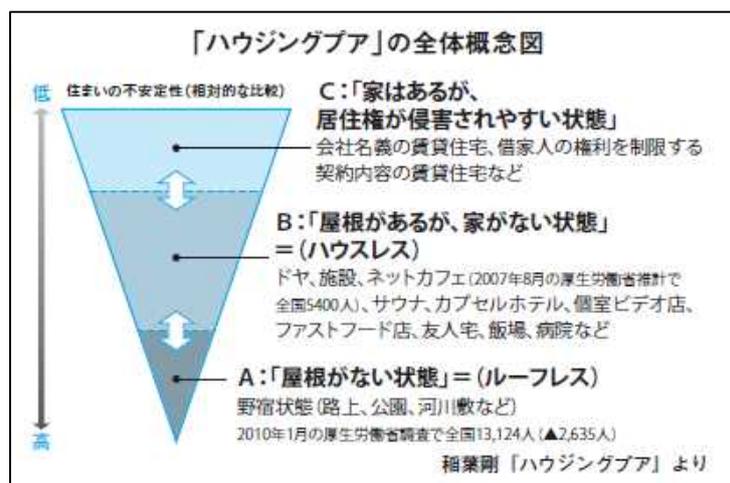
本研究において家出をどのように捉えるのか、その検討にあたって、ホームレスの定義に関する先行研究をみていきたい。家出を捉えるにあたって、なぜ、ホームレス概念を取り上げるのかといえ、日本のホームレスの定義は、他の先進国の定義に比べて、限定的なものであり、それが家出を捉える上でも関係していると考えられるためである。

(1) 日本と海外のホームレス概念

2002年に日本で制定されたホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（通称：ホームレス自立支援法）では、ホームレスは「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者もいう」と定義されている。この定義は、他の先進国の定義と比べて「ホームレス＝路上生活者」という狭義に設定されたものであり、ネットカフェやファーストフード店などで過ごす人たちが含まれていないことが、指摘されてきている。例えば、アメリカ合衆国のホームレスの定義は「一定の恒久的な夜間の住居をもたない者、または一時的なシェルター、福祉ホテル、あるいは人間が寝る場所として形成されていない場所を夜間の休息所としている者」となっている。また、イギリスでは「家族とともに正当に占有している宿舎をもたないもの」と定義される。海外においては、「ホーム」の喪失した人として、「安定して住む家のない人たち」を指していることがわかる。

このようにホームレス概念には「狭義のホームレス」と「広義のホームレス」があることが知られている。例えば、岡部（1997）は「ホームレスとは、貧困化の過程のなかで、階層転落し、労働、住居、家族を喪失している（あるいはしつつある）極貧状態にある人たちを指し、主として居住の観点から、狭義には、浮浪者、路上生活者、野宿者などといわれている『屋根なし』（roofless）の生活をしている者を、また広義には、簡易宿泊所・飯場居住者、施設入所者、入院患者などの不安定な居住形態にある者まで含んで」と指摘している。

若年ホームレス白書では、このような日本の状況を抑えて、稲葉（2009）の「ハウジングブア」の概念に着目している。



「若年ホームレス白書」より抜粋

若年ホームレス白書では、「ホームレス＝路上生活と考えるのではなく、そこに至るプロセス全てを視野にいれることが予防や支援を考えていく上で重要」として、ホームレス状態を「家はあっても居住権が侵害されやすい状態（C）を視野にいれ、屋根はあっても家がな

い状態（ハウスレス：B）及び、屋根がない状態（ルーフレス：A）」と定義している。このように近年では、ホームレスという状態ではなく、その状態へと至るプロセスに注目しようとする動きがみられる。本研究もまた「家出という行為」に注目するという点では、貧困状態へと至るプロセスへの着目といえる。しかし、この稲葉の定義では、家出という若者の貧困状態を捉えきることはできない。稲葉の定義の中で広義のホームレス概念として設定されているのは、「家はあるが、居住権が侵害されやすい状態（C）」である。その中身は「会社名義の賃貸住宅、借家人の権利を制限する契約内容の賃貸住宅など」が挙げられている。稲葉はホームレスの貧困状態を捉えるために、住まいの不安定性に限定しているが、既存のホームレス支援もこの枠組みを抜けきることはできていない。家出をする若者の貧困状態は、住まいの不安定性だけではなく、同居する家族や友人関係などの人間関係の貧困状態が大きく関連している。虐待やいじめといったイベントを経験している若者が、他者との新たな関係性を求めようとする姿として、家出を捉えていくことが必要である。実際に、若年ホームレスのなかに家出を経験した若者がどのようなことを語っているかについては、第4章で詳しくみている。

（2）”INSECURE”としてのホームレスと家出

住まいの不安定性だけではない、家出をした若者の貧困状態とはどのようなものなのだろうか。岩田（2002）は、「ホームレス」状態における「ホームの喪失」に着目し、「ホームレス状態とは彼らと社会との間の切断状態を示し、『どこの誰かわからない』人々の存在状態を示す」として、次のようにホームレスを定義している。

このように「ホームレス」状態を定義すれば、「ホームの喪失」にまで極まった近代の貧困をその内容に持ちながら、「ホームの喪失」ゆえに、人目に触れやすく、違法な状況を伴わざるを得ず、さらに、ある社会の中で「生きていく場所」を喪失した結果、社会との関係が切れて、「どこの誰か」がわからなくなってしまった状態を示している。（岩田,2002,41）

岩田が指摘しているように社会との関係性が喪失した存在として、ホームレスを捉えることは本研究においても重要である。家出をした若者のなかには、家族のなかでの関係性が家庭内暴力などによって取り結ぶことができず、家族ではない他者との関係を求めて家出をおこなうこともある。先述したように、本研究ではそのような若者の「関係性を求める」といったような意志が「行為としての家出」に注目することでみえてくるのではないかと考えている。

上記を抑えた上で、ヨーロッパでのホームレス概念についてみていきたい。

ヨーロッパにおけるホームレス支援の連合体である FEANTSA (the European Federation of National Organizations working with the Homeless)は、ヨーロッパ各国の

ホームレス支援や調査研究を整理する中で、その概念を次の図のように **ETHOS (Typology on Homelessness and Housing Exclusion)** としてまとめている。この **ETHOS** のなかでは、先述した稲葉の「ルーフレス」と「ハウスレス」の概念に加えて「不安定 (INSECURE)」と「不適切 (INADEQUATE)」の概念が提示されていることがわかる⁶。特に注目すべきは「不安定 (INSECURE)」という概念である。ここでは、落ち着いて暮らすことのできる住居に住んでいない、また一時的に友人などの家で暮らしている者や、家庭内暴力や虐待などの被害にあっている者を含んだものとなっている。第4章で詳しく紹介するが、実際に家出をした若者たちのなかには、友人宅を転々としたり、ネットを通じて知り合った他人の家に泊まって生活したりするものもいる。そして、家庭内暴力や虐待を受けた者も家出の若者には多い。この「不安定 (INSECURE)」という概念には、このような貧困状態が含まれているのである。**FEANTSA** によれば、オランダやハンガリーといった国では、「ルーフレス」「ハウスレス」「不安定」といった概念を分けることなく包摂してホームレス支援がおこなわれていることが報告されている。つまりは、ホームレスとして路上にいない貧困状態にある人たちへの支援も想定していることになる。

⁶ この訳については丸山 (2013) を参照している。

概念	カテゴリー	内容
ルーフレス ROOFLESS	路上生活者	24時間路上で生活、寝泊りする
	夜間シェルター生活者	一晩の夜間シェルターを利用
ハウスレス HOUSELESS	ホームレス施設入所者	ホームレスの一時保護施設など
	女性シェルター入所者	女性シェルターへの入所者
	移民施設入所者	避難民のための一時収容施設 移民労働者のための施設
	入所施設退所者	刑務所から出所した者 病院から退院した者
	ホームレス支援受給者	援助付き住居 過渡的な住居支援を受けている者
不安定 INSECURE	不安定住居者	一時的に家族・友人と暮らす者 賃貸住居のない者 不法住居に暮らす者
	立ち退きの危険	法的な強制退去を命じられる危険のある者
	暴力の危機	家庭内暴力の被害者
不適切 INADEQUATE	一時施設	自動車などで暮らす者
	住居に不適合な場	住まいとして不適合な住居に暮らす者
	極度に過密した住居	基準を越えた人数で暮らす

ETHOS によるヨーロッパ諸国のホームレス概念整理から

先に挙げた岩田のホームレス状態の定義は、「不安定 (INSECURE)」を捉えた概念であるとみることができるだろう。本研究が若者のホームレスを含めた貧困状態を「行為としての家出」を通してみていく際には「不安定 (INSECURE)」も含めてみていくこととなる。

これによって、これまでの若年ホームレス研究や調査活動ではみえてこなかった新たな論点を提示することが可能になると考える。日本の若年ホームレスなどの実態については、第4章にゆずることとする。

2-3. 韓日の若者の「家出」をめぐる論点

ここまで本研究が家出を捉える際の視点について、先行研究を概観しながら述べてきた。本研究は、「家出」を通して韓国の政策や取り組みへの整理を通じて、日本における若者の貧困状態を捉えていくこととなる。次の第3章では、韓国と日本それぞれの家出に関連する若者の貧困状態を整理していくが、その比較にあたっての現状で見出されている論点をいくつか挙げておきたい。

(1) 家出に対する政策的取り組みの相違

韓国では、日本に比べて家出問題が深刻な社会問題として認識されている（先進プロジェクト研究 2013 年度報告書）。そのため 2-1 でも指摘したが、韓国と日本では、家出問題に対する政策は異なっている。韓国では、14 歳から 25 歳の若者を「青少年」として捉えており、児童と成人に対する支援に重なるかたちで整備されている。また、「青少年電話 1388」と呼ばれる緊急保護の仕組みや、「青少年統合支援システム (CYS-net)」と呼ばれる支援機関の連携などが整備されている。法的には青少年福祉支援法が整備されており、また、児童福祉、女性福祉、障害者福祉などでホームレスや家出への政策がつくられており、分野横断的な支援を可能にしている。さらには、シェルターという青少年の保護を目的とした支援に加えて、移動バス、ドロップインシェルターなど「路上でより良く暮らす」ための支援もあり、対応が柔軟である。これら韓国の青少年政策については、次章で詳しく説明することになるが、これらが韓国の家出問題にどのように機能しているかの検討をおこなわなければならない。とりわけその支援が、青少年を管理・保護するもののみ留まっているのか、または、その支援が、家出をした若者の意志をくみ取り、主体的な社会参加への足がかりとなっているのかについては日本の支援実態を整理しながら注目していく必要がある。

(2) 福祉システムと家出をした若者たちについて

日本においては、韓国に比べて若者の家出が社会問題とはなっていないが、若者の家出の実態は深刻化してきている。その実態は、仁藤（2014）や鈴木（2010；2011）などの著作によって明らかにされている。また若年ホームレスなどの調査研究や、社会的養護の研究でもその実態をみることはできる。この日本における家出の実態については、第4章で詳しく述べることになるが、若者の家出の問題が可視化されていない背景には産業システムによって、家出をした貧困状態にある若者たちが隠蔽されてしまっている事実がある。仁藤の著書からは、家出をした女子高生たちが、JK 産業と呼ばれる性産業に取り込まれているこ

とが明らかにされている。これらは、若者の労働問題とも密接に関連しており、若者の失業問題が深刻である韓日両国において検討課題として重要となる。

また、このような家出した若者たちと福祉システムの関係について考えたとき、「福祉システムが、家出した若者を対象にすることができていない」という側面と、「若者たちが福祉資源を利用したくない／利用できない」という側面の2つがある。この2つの側面が、若者の貧困状態を深刻化し、社会から見えない問題として隠蔽される要因となっている可能性がある。

ホームレスなどの状態にある若者たち以外にも多くの若者が貧困状態に潜在化しており、これらの若者の実態をどのように明らかにしていくかについても検討していく必要がある。

(3) 関係性を求める家出をした若者たち - 家出ファムの評価をめぐって -

韓国では家出をした若者たちが「家出ファム」と呼ばれる共同生活をおこなっていることが報告されている（先進プロジェクト研究 2013 年度報告書）。この家出ファムの実態については、韓国で報告書が作成されており、その内容については次章で詳しく整理している。この家出ファムは非行・犯罪グループとして取り締まりの対象となっている一方で、若者たちが新たな「家族像」を導き出そうしている側面を捉えようとするものもある。家出における「家を出ざるを得ない」という側面をみる際には、若者の他者との新たな関係、社会との新たな関係を希求する部分をもみることも可能であろう。仁藤も家出をする女子高生を「関係性の貧困」として表現している。韓日において、家出をした若者たちがどのような「意志」や「ねがい」をもっているのかを検討することも必要となる。

(4) 家出に対する発達保障の視点

本研究プロジェクトの代表である山本は、若者のひきこもりを「青年期に生じる同一性獲得不全に伴う発達危機の一形態であり、その危機は、人生を規定する経済や文化・価値等の社会的背景、思春期以降の青年の発達や生活を規定する社会システム（学校・家族・地域）の変容との関わりで生じる。社会との交流を絶ち、一定期間の自宅・自室へのひきこもりであるが、統合失調を伴わないもの」（山本，2009）として定義している。韓日の若者の家出においても青年期に生じる発達危機の一形態として捉える必要がある。発達保障論の視点では、「問題行動の裏に発達要求あり」として、その行動のなかにある本人の「ねがい」に着目した支援が検討されてきた（白石・奥住，2012）。さまざまな貧困状態を背景にして家出という行為に至った若者が韓日において、彼ら・彼女らが抱く新たな家族、新たな社会というものがどのようにみえてくるのかに迫る試みが求められる。

引用・参考文献

- 那須宗一・大橋薫・四方寿雄・光川晴之編（1978）『家族病理学講座 第三巻 家族病理と逸脱行動』誠信書房
- 大橋薫・望月嵩・宝月誠編（1978）『社会病理学入門』学文社
- 谷口由希子（2011）『児童養護施設の子どもたちの生活過程 子どもたちはなぜ排除状態から抜け出せないのか』明石書店
- Lister, Ruth (2004) *Poverty*, 1 ed. UK: Polity. (=松本伊智朗監訳（2011）『貧困とはなにかー概念・言説・ポリティクス』明石書店)
- 山本耕平（2014）「ひきこもり支援の哲学と方法をめぐって - 若者問題に関する韓日間比較から（第3報）」『産業社会論集』第50巻第1号
- 岡部卓（1997）「ホームレス問題と福祉サービス」小野哲郎・津田光輝・岡田征司・池田英夫編『公的扶助と社会福祉サービス』ミネルヴァ書房
- 岩田正美（2000）『ホームレス／現代社会／福祉国家ー「生きていく場所」をめぐって』明石書店
- 小池隆生（2012）「格差／貧困拡大期におけるホームレス問題とその論点」河合克義編著『福祉論研究の地平 論点と再構築』法律文化社
- 丸山里美（2013）『女性ホームレスとして生きる 貧困と排除の社会学』世界思想社
- （2013）「貧困の広がりとは婦人保護施設の役割ー増加する女性ホームレスの入所とその背景」須藤八千代・宮本節子編著『婦人保護施設と売春・貧困・DV問題 女性支援の変遷と新たな展開』明石書店
- 稲葉剛（2009）『ハウジング・プア 「住まいの貧困」と向き合う』山吹書店
- 特定非営利活動法人ビッグイシュー基金（2010）『若年ホームレス白書 当事者の証言から見えてきた問題と解決のための支援方策』
- <http://www.bigissue.or.jp/pdf/wakamono.pdf>
- FEANTSA (the European Federation of National Organizations working with the Homeless) (2006) *ETHOS –TAKING STOK*
- <http://www.feantsa.org/spip.php?article120&lang=en>
- 仁藤夢乃（2014）『女子高生の裏社会 「関係性の貧困」に生きる少女たち』光文社
- 鈴木大介（2010）『家のない少女たち』宝島社
- 鈴木大介（2011）『家のない少年たち』太田出版
- 山本耕平（2009）『ひきこもりつつ育つ』かもがわ出版
- 奥住秀之, 白石正久編著（2012）『自閉症の理解と発達保障』全国障害者問題研究会出版部

第3章 韓国における家出した若者たちの状況 —家出ファミの実態調査報告書にみる—

浦谷彩加⁷

青少年における「家出」問題は、時代によりその状態が変化している。1960年代、産業構造の変化とともに青少年たちのソウルへの人口移動が起き、その移動の際、青少年の家出問題が発生しはじめたと言われている。産業構造の変化に加え、1997年には通貨危機（IMF危機）が起これ、韓国社会は生活基盤の危機に直面すると同時に、家族形態の危機に直面することとなった。こうしたなかで近年、韓国における青少年の主要な問題には「家出」があげられており、情報通信網の発達などにより「家出ファミ」と呼ばれる、新たな家出した青少年たちによる共同体の形態が生まれた。

本章では、韓国社会における「家出」の実態を明らかにし、政府等によりどのような支援や対策がとられているのか、また家出ファミの実態を、『家出ファミ実態調査と政策課題の発掘（原文：가출팜 실태조사 및 정책과제 발굴）』（女性家族部、2012）から内容をまとめた。

3-1. 韓国における家出青少年に対する支援

（1）支援機関

韓国における家出青少年の支援機関として、報告書では青少年避難所、青少年相談福祉センター、自立生活館、児童青少年グループホーム、雇用労働部の就業士官学校があげられている。以下、それぞれの内容について報告書をもとにまとめた。

1) 青少年避難所

青少年福祉支援法第31条⁸では、青少年避難所を「家出青少年に対して家庭・学校・社会に復帰して生活できるように、一定期間保護しながら、相談・住居・自立などを支援する施設」としている。報告書では避難所の役割は大きく7つあると述べられている。

- ① 家出青少年の一時保護と寝食提供
- ② 家出青少年の相談・指導・修練活動
- ③ 家出青少年の学業や職業訓練支援活動
- ④ 青少年の家出防止のための路上アウトリーチ（相談）活動

⁷ 立命館大学大学院社会学研究科 博士課程前期課程

⁸ 2013年度先進プロジェクト研究報告書資料集の日本語訳を参照

- ⑤ その他青少年福祉支援に関する活動
- ⑥ 地域社会の青少年統合支援システム（CYSNet）との連絡協力の強化
- ⑦ 青少年電話 1388 と青少年相談支援センターとの連携を通じた相談や指導・保護サービスの拡充

青少年避難所のタイプは一時、短期、中長期青少年避難所の3つである。

<表 I>一時、短期、中長期の青少年の避難所の詳細

区分	一時避難所	短期避難所	中長期避難所
保護期間	- 24 時間以内に一時保護 (モバイル、医療特化型) - 7 日以内に一時保護(固定型)	3 ヶ月前後の短期保護	2 年前後の中長期保護
利用対象	家出・路上徘徊青少年	家出青少年	自立意志がある家出少年
主な機能	一時保護や路上のアウトリーチ(相談)	事例の管理を通じた連携	社会復帰のための自立
機能	- 危機介入相談、進路指導、適性検査などの相談サービスの提供 - 家出青少年救助・発見、青少年の避難所との接続 - 食べ物、飲み物などの基本的なサービスの提供など	- 家出青少年問題の解決のための相談・治療及び予防活動 - 衣食住・医療などの保護サービスの提供 - 家庭や社会復帰のための家出青少年の分類、連携・依頼サービスの提供など ※低年齢の青少年(13歳以下)は、児童福祉施設、児童保護専門機関等の連携を推奨	- 家庭復帰が困難または特に保護が必要な危機青少年を対象に、学業・自立支援などの特化したサービス提供 ※低年齢の青少年(13歳以下)は、児童福祉施設、児童保護専門機関等の連携を推奨
位置	移動型(車)、固定型(青少年流動区域)	主な中心街ごと	住宅街
目指すところ	家出予防、早期発見、早期介入と保護	保護、家庭や社会復帰	自立支援
備考		1 回に限り延長可能	1 回、1 年に限り延長可能

女性家族部(2012) 2012年青少年事業案内(2012년 청소년 사업안내)

2012年時点において国費支援青少年の避難所の数は92ヶ所であり、内訳は一時避難所13ヶ所、短期避難所49ヶ所、中長期避難所30ヶ所である。避難所の参入口でもある一時避難所の拡充や、地方都市における避難所の拡充などが求められている。

2) 青少年相談福祉センター

業務としては、家出青少年たちのためのカウンセリング、危機対応や連携活動を主な事業としている。相談支援としては、青少年と親のカウンセリング、グループカウンセリング、1388電話相談、サイバー相談などがある。危機対応業務としては青少年パートナー（YC）の運営、アウトリーチ、出張相談、1388緊急救助、治療とself-supportingプログラムの運営、一次保護施設の運営などがある。

3) 児童青少年自立支援センター

児童青少年自立支援センターとは、児童福祉法上の児童福祉施設や退所児童を対象に就業、住宅、進学支援、医療、生活相談などの専門的な福祉サービスの支援として施設内の青少年たちの自立の準備計画と退所児童の初期安定社会への適応と自立支援を行う機関である。自立センターの事業として、住宅支援、進学支援、従業訓練連携、自立支援施設連携、社会福祉共同募金会と連携した、外部からの支援事業がある。

4) 児童青少年グループホーム

グループホームは保護を必要とする児童青少年と家庭のような住宅環境と保護を提供し、健全な社会人として成長するよう支援する施設とされている。2012年には全国416ヶ所のグループホームがあり、一施設、約5人から7人が暮らしている。入所期間は基本的に1年間と定められているが、一年単位で延長することが可能であり、18歳未満までの保護が可能である。

5) 雇用促進部就業士官学校

家出青少年の自立と関連する政策では雇用労働部の就業士官学校があげられている。就業士官学校とは、就業を通じた正常な社会進出や経済的自立を支援するために職業訓練を実施する期間とされており、訓練対象は15歳から24歳の学校に通っていない者が対象である。

(2) 韓国における支援ネットワーク

韓国では支援のネットワークとして、CYS（Community Youth Service net）を追求している。具体的には以下の通りである。

- ① 早期介入、予防のためのネットワーク（教育領域との連携）
 - －危機青少年支援
 - －学業中断予防ネットワーク
 - －代案プログラム
- ② 緊急対応ネットワーク（医療、司法領域との連携）
 - －医療的支援
 - －司法的支援
- ③ 回復支援ネットワーク（地域の社会資源との連携）
 - －社会的支援：就業、進学支援プログラム（職業専門学校、雇用安定センターなど）
 - －心理的支援：個人相談、家庭訪問相談、家族治療、自助集団
 - －医学的支援：薬物治療、インターネット中毒治療など

山本耕平ほか（2011）

また、韓国では緊急救助の依頼電話（1388、以下 1388）がある。1388 とは、韓国青少年委員会が全国 130 ヶ所に青少年相談センターと青少年支援センターを設置した際に、24 時間相談活動を行うにあたり統一した電話番号であり、青少年危機介入プログラムを「1388」と呼ぶ。

「1388」プログラムは 24 時間年中無休の危機対応サービスであり、電話での青少年の危機相談、情報提供及び保護者相談、緊急援助及び青少年機関との連携を行っている。このプログラムは民間支援プログラムとも表現され、民間の多くのボランティアに支えられている。タクシーの運転手が危機青少年に対する研修を受け、青少年をセンターへ移送する役割を担ったり、教師が教育を受け学校で支援を行うこともある。また、医療との連携も行われており、法律や学習支援団体なども存在する。公的な支援に留まらず、様々な職種が地域で連携し、家出青少年に対する危機介入が行われているのである。

「1388」へ連絡が入ると、青少年センターが 1 週間以内の危機介入を行う。緊急救助が終了した後もアウトリーチ担当者が青少年と接触を行い、家に戻すことが適当でないと考えた場合には安全な施設で保護を行う。

3-2. 「家出ファム」とは何か

韓国ではインターネットや路上生活を通して、他の家出青少年と出会い、数人で生活する「家出ファム」という家出の形態が存在する。「ファム」とは、**family** を意味しており、報告書によれば、青少年がインターネットカフェやチャットサイトで、他の青少年と接続して、オフラインで合って群れをなして生活することと説明されている。

このような家出ファムの形成には、2000年代に入り情報通信技術の発展により青少年がインターネットへのアクセスが容易になったことが要因としてあげられる。

家出ファムの実態を女性家族部（2012）「家出ファム実態調査と政策課題の発掘」が実施した調査から整理を行う。女性家族部が実施した調査の概要は以下の通りである。

○調査対象

国庫支援青少年避難所と路上青少年

避難所青少年：全国国庫支援青少年避難所 92ヶ所（一次避難所、短期避難所、中長期避難所）

路上青少年：アウトリーチ事業と連携し、街で出会った家出ファム経験のある青少年に対して質問用紙を配布

○調査期間

2012年8月20日～9月17日

○調査対象数

配布 468部（避難所利用青少年 268部、路上青少年 200部）

有効回答 259部（避難所青少年 149人、路上青少年 110人）

（1）報告書にみる韓国の家出の実態

上記報告書の調査に基づき家出の実態を述べる。表Ⅱは有効回答者 259名の一般的特性（性別、年齢、学校在学の有無、学業成績、学力レベル、家出当時家族形態、経済レベル、基礎生活受給状況）をまとめたものである。

<表Ⅱ>調査対象の特性

項目	詳細	避難所青少年 (N=149)	路上青少年 (N=110)	全体 (N=259)
性別	男	76(51)	71(64.5)	147(56.8)
	女	73(49)	39(35.5)	112(43.2)
年齢	14歳以下	2(1.3)	4(3.6)	6(2.3)
	15～16歳	25(16.8)	12(10.9)	37(14.3)
	17～18歳	78(52.3)	75(68.2)	153(59.1)
	19歳以上	44(29.5)	19(17.3)	63(24.3)
学校在籍の有無	通っている	42(28.2)	55(50.0)	97(37.5)
	通っていない	107(71.8)	55(50.0)	162(62.5)

学業成績	非常によくできる	2(1.3)	0(0.0)	2(0.8)
	よくできる	14(9.4)	10(9.1)	24(9.3)
	普通	45(30.2)	42(38.2)	87(33.6)
	できない	52(34.9)	31(28.2)	83(32.0)
	非常にできない	36(24.2)	27(24.5)	63(24.3)
学歴	小学校在学および <u>猶予</u> (<u>유예</u>)	2(1.3)	3(2.7)	5(1.9)
	小学校卒業	10(6.7)	8(7.3)	18(6.9)
	中学校在学および猶予	37(24.8)	22(20.0)	59(22.8)
	中学校卒業(検定試験合格を含む)	23(15.4)	12(10.9)	35(13.5)
	高校在学及び中退	66(44.3)	61(55.5)	127(49.0)
	高校卒業(検定試験合格を含む)	11(7.4)	4(3.6)	15(5.8)
家出当時の 家族形態	両親	42(28.2)	37(33.6)	79(30.5)
	両親以外の形態	107(71.8)	73(66.4)	180(69.5)
経済的 レベル	非常に良い	1(0.7)	1(0.9)	2(0.8)
	良い	8(5.4)	7(6.4)	15(5.8)
	普通	68(45.6)	53(48.2)	121(46.7)
	悪い	51(34.2)	34(30.9)	85(32.8)
	非常に悪い	21(14.1)	15(13.6)	36(13.9)
基礎生活 受給状況	基礎生活需給対象	59(39.6)	43(39.1)	102(39.4)
	一般生活過程	45(30.2)	35(31.8)	80(30.9)
	不明	45(30.2)	32(29.1)	77(29.7)

女性家族部 2012年 家出ファミ実態調査と政策課題の発掘より

報告書調査や警視庁統計から推定すると、家出を経験した青少年のうち3人に1人程度は家出後、家出ファミ生活の経験があるといわれている。初めての家出ファミ経験年齢は15歳～16歳が最も高く、次いで17歳～18歳が高いと報告されている。ここからは、青少年たちは義務教育や高等教育の段階で家出を経験していることがわかる。学校教育との連携も視野に入れ、さらに考察を深めることが必要ではないだろうか。

また、経済レベル、基礎生活受給者状況も注目する必要があるであろう。経済レベルとして、非常に良い、良いと答えた者は全体の6.6%となっており、悪い、非常に悪いと答えた者は46.7%に及ぶ。また、基礎生活受給対象は39.4%であり、家出青少年の貧困状況が垣間見える結果が報告された。また一方で、経済レベルが普通と答えたものが46.7%いること

にも留意する必要があるであろう。家出青少年たちは、経済的な貧困だけではなく、その他、何らかの理由で家を出るという決断をしている。経済的貧困だけではない、青少年たちの広い意味での貧困状況を捉えることが重要ではないだろうか。

(2) 調査報告書にみる家出ファミの実態

調査を基に、家出ファミの実態を述べる。

<表Ⅲ>家出ファミ形成理由

区分	避難所青少年 (N=144)	路上青少年 (N=107)	T	合計 (N=251)
一人で生活すると危険なので家出ファミを形成する	2.79	3.10	-2.012*	2.92
一人で生活すると寂しいので家出ファミを形成する	3.50	3.62	ns	3.55
お金も稼げて、より良い生活ができるので家出ファミを形成する	3.38	3.38	ns	3.38
多くの人と一緒に生活すると生活費を減らすことができるので家出ファミを形成する	3.27	3.25	ns	3.26
娯楽費を用意するため家出ファミを形成する	2.47	2.88	-2.785**	2.64
友達をつくれるので家出ファミを形成する	2.86	3.25	-2.523*	3.03
異性の友人と一緒に過ごすことができるので家出ファミを形成する	2.55	2.95	-2.451*	2.72
頼ることができる人々に出会うことができるので家出ファミを形成する	3.31	3.45	ns	3.37

*1点～5点までの5点尺度、スコアが高いほど家出ファミ形成の理由が強いことを意味する。

ns = 集団間の平均差が有意ではない、* p<.05、** p<.01

家出ファミを形成する理由は、家出の寂しさや経済的な問題解決、互いに頼る為などであった。これらは家出生活を楽しむこと以上に、家族的な役割や機能を探すために家出ファミは形成されている。報告書では、青少年が家族のもとを去った後、家出ファミという家族の形で生きていくための衣食住などの基本的ニーズが解決されなかった場合、犯罪に流入す

る可能性を持つと指摘されている。

<表Ⅳ>家出ファミン形成経路

		人 (%)		
項目	詳細	避難所青少年	路上青少年	合計
家出ファミン形成経路	家出関連グループ	22(9.9)	18(11.5)	40(10.6)
	チャットサイト	37(16.7)	24(15.3)	61(16.1)
	友達	91(41.0)	65(41.4)	158(41.2)
	先輩	35(15.8)	31(19.7)	66(17.4)
	家出青少年密集歓楽街	14(6.3)	11(7.0)	25(6.6)
	アルバイトで知り合った人	3(1.4)	6(3.8)	9(2.4)
	その他 (もともと知っていた子どもたち)	20(9.0)	2(1.3)	22(5.8)

*欠測値に応じて、Nの合計が異なる場合がある。重複回答によって比率の合計が100を超えることがある。

友達や先輩など知り合いからファミンを形成すること可能性が高いという結果が出た。また、チャットサイトなど、インターネットの影響も無視できない。

(3) 調査報告書にみる家出ファミンと犯罪

調査報告書にみる家出ファミンと犯罪の関係性については以下の通りである。

<表Ⅴ>家出ファミン経験の間に非行行動をメンバーから学ぶ

		人 (%)		
項目	詳細	避難所青少年 (N=148)	路上青少年 (N=108)	全数 (N=256)
非行行動学習	ある	69(46.6)	53(49.1)	122(47.7)
	なし	79(53.4)	55(50.9)	134(52.3)

<表VI>家出ファミン生活中的非行行动的经験

区分	家出ファミン 前 (N=258)	家出ファミン 後 (N=258)	t
タバコを吸う	1.78	1.85	-3.472**
お酒を飲む	1.65	1.80	- 6.070***
夜に友達とバイクに乗って集まって行き来する	1.73	2.23	- 6.685***
夜に友達と免許証なしで乗って集まって行き来する	1.31	1.54	- 4.538***
<u>イルジン (일진)</u> のような不良サークルに参加	1.28	1.41	-2.533*
<u>ソジュバン (소주방)</u> 、ピヤホール、風俗店に行った经験	2.03	2.57	- 6.931***
ボンドやガス等の吸引	1.15	1.26	-2.653**
幻覚の薬を食べてみた	1.04	1.08	ns
家出した异性の友人と性交	1.52	1.92	- 6.562***
強制的に异性との性交	1.15	1.36	- 4.433***
お金をもらって性交	1.10	1.25	- 3.761***
<u>条件詐欺 (조건사기)</u>	1.08	1.23	- 4.080***
店に入って物を盗む	1.64	2.12	- 5.724***
空き巣	1.20	1.48	- 4.849***
車上荒らし (자동차털이)	1.28	1.65	- 5.662***
他人を激しく叩く (暴行)	1.53	1.93	- 5.712***
ランブル (組織的な暴行)	1.28	1.47	- 3.703***

ピントウトギ(他人のお金や物を奪う)	1.72	2.31	- 7.131***
凶器を所持して行き来した経験	1.21	1.40	- 4.475***
アリラン打撃(酔った大人のお金や品物を奪う)	1.30	1.69	- 6.747***
人を脅迫する	1.41	1.74	- 4.812***
サイバー上での売春の提案に応じる	1.12	1.27	- 4.003***
サイバー窃盗	1.12	1.25	- 4.110***
他人のIDや住民番号盗用	1.40	1.58	-3.443**
インターネット詐欺	1.14	1.22	-2.125*
チャットで性年齢欺く	1.50	1.77	- 4.410***
激しい冷やかしや嘲弄にあう	1.28	1.34	ns
脅迫される	1.24	1.29	ns
集団除け者(いじめ)当てられる	1.25	1.17	1.971*
ひどく殴られる(暴行)	1.26	1.30	ns
性暴行やセクハラをされる	1.15	1.20	ns
お金を強制的に奪われる	1.21	1.34	-2.478*

*1点～5点までの5点尺度、スコアが高いほど非行程度が高いことを意味する。

Ns=集団間の平均差が有意ではない。* p<.05、** p<.01、*** p<.001

約半数の家出ファミ経験者が非行を経験したことがあると回答している。また非行行動の経験からは、多くの項目で有意が示されている。

このように家出ファミは犯罪や売春など、青少年にとって危険な面もある。一方で、家出ファミの生活満足について聞いた項目では、家出ファミを経験しているが家に戻って帰りたい、という選択肢が最も高い数値を出した。家出ファミという集団は、経済的・物質的補助や精神的な助けをもたらすが、青少年は元の家族との関係が改善され、保護と養育を受けたいという思いがあることを示唆している。家族を懐かしみ、家族で過ごしたいが家族に戻ることができない家出青少年たちが家出ファミを介し、家族の満足感を得ようとしているのではないか。こうしたアンビバレントな感情や状況が家出ファミのなかには存在しているのではないか。

3-3. 「家出ファミ」への評価と課題

家出ファミは、報告書でも指摘されているよう犯罪や売春といった危険にさらされる危険性がある。一方で家出ファミをつくる青少年たちには、家族という共同体への希求があるのだと、家出ファミを評価する声もある。報告書では、犯罪や売春への危険性を示しながらも、青少年の家族共同体への想いも同時に語られていた。今後、本プロジェクトにおいて、家出青少年らがどのような想いや願いをもち、家出ファミを形成しているのか、どのような施策が必要とされているのかを明らかにしていくことが必要であろう。

引用・参考文献

女性家族部,2012, 가출팜 실태조사 및 정책과제 발굴 (家出ファミ実態調査と政策課題の発掘)

山本耕平・Insoo Lee・安藤佳珠子,2011,ひきこもる支援の哲学と方法をめぐってー若者問題に関する韓日間比較調査からー第一報, 立命館大学産業社会論集(46):21-41

第4章 日本における家出した若者たちの現状

岡部茜⁹

4-0. 日本における家出した若者たち

前章では、韓国における家出した若者の実態について触れられてきたが、では日本においてはどうか。日本においては、「家出」という言葉で若者の生活困難状況が取り上げられることは、多くない。研究においてはよりいっそう少なくなる。

しかし、韓国の「家出青少年」と同様に家出をし、生活上の課題に直面している若者たちは少なくない。近年、「ネットカフェ難民」「難民高校生」「最貧困女子」「若年ホームレス」といった言葉で報告される若者たちの事例のなかには、少なくない割合で「家出」状態にある事例を読み取ることができる。ここでは、現在報告されている調査や研究から、日本において家を出た若者たちの生活困難状況について整理したい。

4-1. 若年ホームレスをめぐる調査と議論

(1) 調査・研究はどのようなものがなされているのか

日本において若年ホームレスは、2008年のリーマンショック以降、増加が報告され注目されるようになった。若年ホームレスを対象とした調査・研究も2008年以降少しずつ増加している。若年ホームレスを対象とした調査としては、ビッグイシュー基金が中心になり実施した若年ホームレス調査（『若年ホームレス白書1』2010）や、釜ヶ崎支援機構・大阪市立大学大学院創造都市研究科が行なった若年不安定就労・不安定住居者聞き取り調査（『若年不安定就労・不安定住居者聞き取り調査』報告書——「若年ホームレス生活者」への支援の模索』2008）があり、若年ホームレスの実態を明らかにする努力が進められている。これらの調査の概要は次の通りである。

⁹ 立命館大学大学院社会学研究科 博士課程後期課程

		若者ホームレス白書1 (N=50)	若年不安定就労・不安定住居者聞き取り調査 (N=100)
対象		40歳未満の、屋根はあっても家がない状態及び、屋根がない状態の人々	ネットカフェやまんが喫茶、ファーストフード店に出向いて利用している人やネットカフェを寝泊りの場所として知用した後の塾に至った人、さらにはネットカフェを利用したことはないが野宿に至った若者 (ii)
調査の中心団体		ビッグイシュー基金	釜ヶ崎支援機構
調査実施期間		2008年11月～2010年3月	2007年6月～2007年12月
調査地		東京と大阪のビッグイシュー販売者から聞き取りを始め、夜回りや炊き出しなどで出会う人たちにも調査の輪を広げていった。(3)	大阪市・高槻市内の深夜営業店(ネットカフェ、漫画喫茶、ファーストフード)18店舗から48名、大阪市・府内の5箇所の自立支援センターから41名、釜ヶ崎支援機構11名
性別	女性	0人	5人
	男性	50人	93人
年齢	10代	0人	1人
	20-24	4人	5人
	25-29	12人	15人
	30-34	12人	26人
	35-39	22人	26人
	40-49	0	17人
	50-59	0	6人
	60-	0	1人
	不明	0	1人

※「若年不安定就労・不安定住居者聞き取り調査」に関して、性別と年齢は、資料に載せられている98名の生活史(事例のうち、2事例は秘匿処理が極めて困難であることから資料に載せられていない)から集計した。

上記の概要に見られるように若年のホームレスを対象とする調査も他のホームレス調査と同様に、上記の調査では調査対象者の性別は男性が多く、女性が少なくなっている。また、10代も非常に少なく、年齢は25歳～39歳の層が多く捕捉されている。

若年ホームレスに関する研究では、若年ホームレスへの支援方策を検討するためなどの目的が少しずつ変わるものの、多くの論文が主たる焦点を、若年ホームレス析出の過程を明らかにすることに当てている（飯島裕子 2014、2012、野依智子 2013、渡辺芳 2011 など）。他には、若年ホームレス析出の説明理論の検討などもある（林真人 2008）。また、若年ホームレスの実態や支援の検討を主眼においたものだけでなく、若年ホームレス析出に関係する地方の現状の検討（山口恵子 2008）や「働く意欲はあるのに仕事がないのが問題」という論の問題点を、「意欲の貧困」という切り口から検討するなど（湯浅誠・仁平典宏 2007）、若年ホームレスという問題を切り口に現代社会の問題を検討するものがある。

これらの研究と他のホームレス研究との相違点はいくつか見られるが、特に重要な点は彼らの出生家庭の影響が重要視され、検討されている点であろう。例えば、野依（2013）は若年ホームレスの特徴の一つとして家族からの排除を指摘しており、若年ホームレスへの支援には生育家族まで視野に含めた支援が必要であると述べている。また、飯島も家族との関係に注目し、若年ホームレスの析出経路を①頼れる家族がない「養護施設型」、②親の死や家族成員の独立などによって実家が消滅した「実家消滅型」、③親と同居していた（もしくは失業後、親の家に戻った）が不安定就労を繰り返すような状況に家族との確執が深まり、路上に出た「家族確執型」、家族は生存しているが、その関係性ゆえに頼らない／頼ることができない「家族放棄型」の四つに区分して検討している。

（2）若年ホームレスの定義

日本において、「ホームレス」という言葉は多くの場合、路上生活者を表現する言葉として使用されてきた。これは世界的なホームレスの定義よりも限定されたものであり、この定義が日本における貧困問題を過小に見積もる議論と共振してきたのではないかと指摘される（湯浅・仁平 2007）。しかし、2000年代に入り、ホームレスを支援する機関に支援を求めて現れた若者たちの生活実態は、ホームレス概念の拡大を迫るものとなった。路上よりネットカフェなどの終夜営業店舗で過ごすことを選ぶ傾向にある若者は、従来のような路上生活者＝ホームレスとする枠組みでは補足が困難であったためである。

それゆえ、若年ホームレスの調査・研究では、路上生活者のみならず不安定居住者も含めて議論される傾向にある。例えば、林（2008）は、35歳未満の路上生活者と不安定居住層を、山口（2008）は、屋外で活動している、いないに関わらず、慣習的な居住に欠ける状態であり、かつそれと関連して規則的な職業や安定した収入が欠如している状態にある若年層を若年ホームレスと定義している。また、林は、不安定居住の詳細な定義を、山口はそれに加えて若年層の年齢設定を行っていないが、両者の意図する層を含みこみ、より具体的な定義を行なっているものとして、飯島（2014、2012）の定義がある。彼女は若年ホームレスの定義を「①40歳未満の人、②路上に加え、安い民間の宿泊施設（終夜営業のネットカフェ等含む）に泊まり続けている人、福祉施設に滞在している人、③最低4日以上、路上にいた経験がある人、すべてに該当する者」としている。

4-2. 調査・報告から明らかになった家を出た若者の実態

(1) 若年ホームレス調査・研究報告から

ここではまず、先行する調査・研究のなかで提示される事例をいくつか紹介したのち、先行する調査から家出した若者たちの特徴を簡単に概観したい。

【事例】Aさん¹⁰ (30歳男性)

高校卒業後に大手電気メーカーのグループ会社へ就職するが2年半でリストラにあう。その後、失業保険をもらいハローワークで仕事を探すが、なかなか見つからない。アルバイトと派遣、無職状態を行き来していたが、家族はその状態を快く思っておらず、親と大喧嘩の末家を出る。家を出た後は、路上でアンケートなどの仕事をして、なんとか生活をしてきた。

【事例】Bさん¹¹ (27歳男性)

家族からの身体的暴力や無視などを受け、家庭での生活が安心できるものではなかった。事情をBさんから聞いていた中学担任の紹介で中学卒業後、上京し、板前修業に入るがやりたいことを探そうと20歳のときに定時制高校に通うも中退する。その後、東京での仕事がかまくら、地元に戻る際に実家に寄ると、家があった場所は「売地」になり、住んでいた家は跡形もなくなっていた。地元に戻ってからは製菓工場で派遣社員として働くが、工場閉鎖により職を失う。上京しネットカフェに泊まりながら職を探しても見つからず、路上へと出ることとなった。

【事例】Cさん¹² (20代前半女性)

父親は普段真面目だが、酒癖が悪く、呑むと人が変わったように暴力を振う。父親とは中学の頃から関係が悪く、高校卒業後の進路を決める際に意見が合わず母親とも関係が悪くなった。高校卒業後の就職先が見つからず、10代後半で「お水」の仕事に入る。給料が未払いになり、社長とケンカして退職。その店では4年半以上働いたが、給料は低く、社会保障は一切なかった。消費者金融に利子を含めて100万の借金があり、母親が一部立て替えてくれるも、これが原因で母親との関係はますます悪化し、母親のいない時間にたまたま家に帰り睡眠や食事、入浴、着替えをした。幼馴染の自宅に泊めてもらうもその友人から「母に怒られている」と言われ、ネットカフェなどで寝泊りするようになる。

¹⁰ 『若者ホームレス白書』より、事例Aさん

¹¹ 『若者ホームレス白書』より、事例Cさん

¹² 『「若年不安定就労・不安定住居者聞き取り調査」報告書』より、事例20

【事例】Dさん¹³（10代後半）

1980年代後半に東南アジアで生まれ、二人いる姉の一人が日本人と結婚したことを機に家族で日本に移住した。定時制高校に進んだ後、様々なアルバイトを経験する。このころから家計は別々。徐々に高校に行かなくなり、高校中退後に、親からちゃんとした仕事につくように言われ、それを煩わしく思っていた。家を出ることにした際、親の友人の紹介で正社員として就職するが、一人暮らしの生活が苦しく重労働も相まって怒りのあまり仕事を辞め、アパートから飛び出した。その後、ホストクラブに入店するが、睡眠時間が4時間で大量のアルコールを飲まなければならない、身体的に苦しくなり2ヶ月で辞める。それ以降半年間無職状態が続き、昼は外をブラブラし、寝るときはネットカフェを利用している。生活のための現金収入は、たまにホスト時代の客に連絡をとって小遣いを貰って得ている。

先行する調査・研究では、若年ホームレスの特徴として、両親に育てられていない家庭で育った者、経済的に困窮した家庭で育った者、低学歴の者が多いこと、健康上の問題を抱えていることなどが指摘される。具体的なデータを『若者ホームレス白書』と『「若年不安定就労・不安定住居者聞き取り調査」報告書』から確認していきたい。

まず**養育者**について『若者ホームレス白書』では、主な養育者の回答に、両親と答えた人が25人、父親と答えた人が5人、母親と答えた人が11人、養護施設と答えた人が6人、親戚と答えた人が3人という結果になっている。『「若年不安定就労・不安定住居者聞き取り調査」報告書』でも、割合はまとめられていないが、児童養護施設に入所経験があると語った人が5人、児童自立支援施設に入所経験があると語った人が2人いるとされ（p.57）、また一人親家庭であった人も少なくないことが読み取れる。

最終学歴について、『若者ホームレス白書』では中卒11人、高校中退9人、高卒21人、専門学校卒4人、大学中退3人、大卒2人、『「若年不安定就労・不安定住居者聞き取り調査」報告書』では、中卒29人、高校中退13人、高卒49人、大学中退2人、大卒5人となっている¹⁴。

家庭の経済的困窮について『若者ホームレス白書』では半数以上の人が経済的に不安定な家庭に育ったという回答が得られたと書かれている（p.5）。『「若年不安定就労・不安定住居者聞き取り調査」報告書』では、第四章で生育家族についての考察を行なっている堤圭史郎などが家庭の経済的困窮状況について指摘されているが、回答者のどのくらいの割合に家庭の経済的困窮状態が認められたのかについてはまとめられていない。また、韓国の調査データとは異なり、両者とも生活保護受給家庭であったのかどうかについての客観的データは提示されていない。

¹³ 『「若年不安定就労・不安定住居者聞き取り調査」報告書』より、事例18

¹⁴ 「若年不安定就労・不安定住居者聞き取り調査」の学歴は資料から読み取れない部分もあるため、報告書第一章沖野の集計を引用した（ただし、専門学校卒の事例があるが、それが含まれて居ないため、高校卒業または大卒に含まれていると推測される）。

健康上の問題について、『若者ホームレス白書』では抑うつ傾向の項目で、通院・投薬ありが4人、抑うつ傾向ありが17人いること、依存症的傾向の項目で、アルコールへの依存傾向ありが4人、ギャンブルへの依存傾向ありが14人いることが示されている。『「若年不安定就労・不安定住居者聞き取り調査」報告書』では、集計は示されておらず資料からも詳細に読み取ることが困難であるが、健康上の問題については、ホームレス支援の現場で相談を受ける尾松郷子（2008）や富樫匡孝（2012）のような実践者から、若年の相談者に知的障害、発達障害や何らかの精神疾患を抱えている者が多いことが報告されている。

他にも、過労働や職務との関係で退職せざるを得なかった若者たちの**就労へのトラウマ**についての問題が指摘されている（沖野 2009）。特に沖野は、「初職での過酷な労働が、正規雇用につくことへのトラウマとなり、就職阻害要因になっていた人もいる」と述べ、正規労働の過酷さへのトラウマとして指摘する。ただし、非正規であっても、若者を心身ともに疲弊させるような環境が存在しており、そのような過酷さから就労全般に恐怖を感じている人々がいるだろうことは想像に難くない。

（2）違法性の高い場で生活する家出した若者たち

前節で取り上げた若年ホームレスに関する調査・研究の多くは、調査場所や調査実施主体によって、捕捉可能な層に大きく偏りがあると予測される。特に、女性の捕捉率は低く、その実態はつかみにくい。性別役割分業を前提とした近代家族をモデルに設計された諸制度・政策下においては、女性は男性よりも路上生活に至りにくく、それゆえ「隠れたホームレス」になりやすいと指摘され（丸山里美 2013）、このことが、少なからず若年ホームレス調査における捕捉率の低さにも関係していると考えられる。

ただし、大きな調査では捕捉が難しいが、インタビューを通したルポはいくつか報告されている。例えば、鈴木大介は援助交際をする若年女性をメインテーマに据えて取材を進めていたところから、その少女たちに家出した者が少なくないことを知り、インタビューを進めている。鈴木の報告から取り上げ、簡単に示したい。例えば、以下のような事例が紹介されている。

【事例】Eさん¹⁵（15歳女性）

義父と母と妹と暮らしていた。実の父親に会ったことはなく、母親からは記憶のある限り昔から殴られたり暴言を言われたりと虐待を受けてきた。妹は可愛がられていたが、Eさんには食事が出てこないことも長期間続いた。親が寝た後に牛乳を飲んだり、ご飯に振りかけをかけて食べたりして過ごした。小学校時代は週に一度児童相談所に通ってカウンセリングを受け、激しい育児放棄のため児童相談所の一時保護所に二回保護された。中学入学時に児童養護施設への入所が決まったが、馴染めずに、中学一年で不登校になり、中学二年で頻繁に家出を繰り返すようになった。頻繁な家出に、児童自立支援施設への送致になる。児童自

¹⁵ 『家のない少女たち』 pp. 27-52 の遥馨の事例

立支援施設は意外と居心地が良かったものの、カウンセラーへの不信や「帰宅訓練」の一貫として送られてくる母からの手紙、施設のルールを苦に、再び家出する。その後は、電話やネットを駆使して援助交際や下着を売るなどしてお金や宿を得て生活している。

また、仁藤夢乃（2014）が行なった、JKリフレなどのアルバイトをする若年女性のインタビューにも家出した若者の事例が混ざっており、違法性の高い風俗業界と関連して家出した若い女性が捕捉されている。

鈴木や仁藤のルポで主に報告されているのは10代女性の姿である。10代、特に18歳未満の風俗で合法的に働くことができない彼女たちが家を出て、お金を稼ぐ手段を探したときに、有力な選択肢として浮上するのが年齢確認をしない違法性の高い風俗である。また、違法性の高い風俗業界にとっても帰る家を持たない彼女たちは、簡単にその業界から消えることがなく、また警察に通報されるリスクが低いために格好の鴨となる。そのため彼女たちを雇う側も彼女たちが利用しやすいように寮を持っていたりする。例えば、「風俗 年齢制限」と打つと検索覧に出てくる「ほんわかふうぞく」というサイトには丁寧以下のような文章で説明されている。

一人暮らしをした事がある、または考えた事がある人ならすぐさまわかる事ですが、暮らしていくのって非常にお金がかかります。また、中には様々な補償や人がいなければ家を貸して貰えない事もあるのです。風俗求人を利用する人の中には今すぐに家が必要な人だったり、住む場所が無くていま居候をしているというような人もおります。風俗求人ですぐにお金を溜めてからなんとかする。それも良いですが中には今すぐに家を飛び出して避難しなければいけないなんて人も存在します。そんな人が困ってしまわないようになんと近年の風俗店には住む場所までも提供、補償してくれるお店が多数存在しています。

それらのようなお店へ行けば、働くことと決めた時点で住む場所を提供し、家賃は給料から引いてくれるようにしていたり、生活に必要な様々なものは既に室内に揃えてくれたり、と至れり尽くせりな状態になっています。住む所、寝る所が保証されていれば働く事にも力が入りますし、気持ちがふわふわとした状態になることもありません。安心して生活出来る為に風俗業界が初めてだったとしても落ちついて対応できるようになります。

(http://www.usain2014conference.org/residence_also_compensation.php)

このような文章は、家を出てきた若者たちにとって魅力的な文章に映るのかもしれない。そして、彼女たちの少なくない部分は、18歳になると合法的に堂々と働ける場へとスライドしていくのである。

事例Cとして『「若年不安定就労・不安定住居者聞き取り調査」報告書』から取り上げた

事例は、20代女性の事例であったが、彼女もまた風俗の仕事をしている事例であった。全てではないにせよ、これらの報告からは、風俗業界に入っていく家を出た若い女性たちは少なくないことが推測される。また、女性に並んで、若年ホームレスの調査では10代男性の捕捉も難しいようである。彼らの一部は、韓国同様に犯罪に巻き込まれていることが報告されている¹⁶。

4-3. 家を出る前の生活困難と家を出た後の生活困難

家を出た若者に関する調査や報告からは、家を出た後の生活の困難さとともに、家を出ざるを得ない家庭生活の困難さを読み取ることができる。以下、家を出る前の生活困難と家を出た後の生活困難の二つに分けて、家を出た若者たちが直面してきた生活上の困難を整理したい。

家を出る前の生活困難

家を出た若者たちの調査・報告で示されたのは、一人親世帯の多さや家庭の経済的困窮、学歴の低さなどである。また、報告される事例を見ていけば虐待事例も散見される。このような家庭の状況だけでなく、労働環境の劣悪さもまた若者たちの家出に関係しているように思われる。Aさんの事例のように、就職できない場合や仕事が継続できずに無職状態である場合、家族との関係が悪化して家を出ているケースがいくつか見られる。

このような先行する報告や議論は、現在の社会のなかで、若者たちが家を出ざるを得ない状況に追い詰められていることを示している。同じ環境下で家を出ない若者もいるだろうが、報告される事例に見られる状況は、家に留まることが良かったとは言えない場合も少なくないように思われる。一人親や経済的困窮が彼らの背景に多いというデータは、日本社会の制度が、彼らが安心して生活を送れるよう保障できていない実態を示しており、過酷な労働市場の課題なども含めて、家を出ざるを得ない状況が社会的につくられていると言えよう。

家を出た後の生活困難

家出した若い女性には、違法性の高い風俗業界がその受入窓口として、開かれている。しかし、違法性の高い風俗で働きお金を稼ぎ自立を可能とする事例ばかりではなく、彼女らの多くは貧困状況から抜け出していないように思われる。また、なかには監禁され命の危険にさらされたり、薬やホストに依存するようになったりする場合もある。また、男性も年齢が若いことや住居がないことから、仕事を得ることができずに、犯罪に関与しやすくなっている

¹⁶ 例えば、『家のない少年たち』（太田出版、2011）によれば、ホストや犯罪グループ、スカウトなどに関与する若年の若者たちのなかには、家出した若者たちが少なくないことが指摘されている。

と考えられる。

家を出た若者たちが、安心できる自分の住まいを獲得し、仕事も継続して行なうことができるような労働環境に出会うことは非常に稀である。彼らの多くは、家を出た状態＝居住喪失状態から不安定就労、そのなかで稀に居住を確保したとしても、給料の減額や体調を壊したことから容易にまた失業＝居住喪失状態に陥るサイクルを、徐々に心身への疲弊を強めていると推測される。

4.4. 日本に「家出ファミ」はあるのか

では日本には「家出ファミ」は存在していないのだろうか。少なくとも、現在なされている報告からは、韓国の家出ファミとは少し形態が異なるかもしれないものの、“家出した若者たちが集まって生活している”という形態であれば、日本にもそのような現象は存在していると言えるだろう。

例えば、家出少女たちの取材を行ってきた鈴木大介の『家のない少女たち』には、家出したのち、同じような境遇を持っていて理解のある風俗嬢などと二人で暮らしている事例があった。他にも彼氏と二人で暮らす事例もあるが、そのような若者同士の生活では三人以上の集団での生活の事例は見られない。

また、「泊め男」という、家出少女を自分の家に泊める男性がおり、そのような「泊め男」の家に家出少女が複数人集まって仲間意識を持ちながら生活している事例も、『家のない少女たち』には登場する。ただし、全ての場合ではないにせよ、多くの場合に「泊め男」は体の関係を家出少女に求める。さらに、このような「泊め男」がネット上で「神」という通称に代わり、家出少女が「神待ち少女」と呼ばれ、現在もネット上で「家出掲示板」と入力すれば「家出掲示板」「神待ち家出掲示板」「家出少女無料掲示板」などがヒットする。『家のない少女たち』文庫版（宝島社、2010）のあとがきによれば、「神待ち系掲示板」等がメディアに取り上げられ、一時は下心なく少女・少年を助けたいという男性・女性が家出した若者たちの自立を支援する動きが生じたとされるが、現在ではそれらの掲示板は、少女の裸の写真などが画面上部に貼られ、若い女子との性的な行為を主目的として利用される掲示板であることが、その掲示板を見る者に認識されるようになっている。

他にも鈴木大介（2012）によるルポで紹介されているものに、「援デリ」集団の事例がある。ここでは、未成年者を集めて寮で集団生活をしつつグループで動いていた事例が報告されている。これらの“集まって暮らす”事例が報告されているものは、風俗や援助交際などの周辺の家出少女たちにインタビューしたものであり、家出した若い男性が“集まって暮らす”現象については言及されない。

このような日本での現象をどう捉え、何を読みとるのか、そしてこれらが家出ファミと類似したものであると認識してよいのかについては、韓日両国のそれぞれの動きをより詳細に把握、検討する必要があるように思われる。

4-5. 今後の議論に向けたいくつかの論点

本章では、日本における家を出た若者の生活困難実態を先行する調査・研究・ルポからまとめてきた。先行する調査・研究・ルポのなかで明らかにされてきたことから、今後の議論に向けていくつかの論点を提起したい。

(1) 日本の若年ホームレス議論におけるホームレス定義の範囲とその課題

日本のホームレスの議論は、特に若年ホームレス白書などに顕著に現れているが、路上生活者が相談に来る場所で若年者をピックアップして、データを得る調査を基にして行なわれている。しかしそれでは、家を出た人のなかでも限定された人しか捕捉することができない。若年ホームレスの議論は、従来の日本で主に用いられてきた路上生活者＝ホームレスという定義の枠組みを広げ、不安定居住者を含めて検討されているが、それは依然として世界的なホームレスの基準と比べると限定されている。

例えば広義のホームレス概念は、第二章で触れた FEANTSА のホームレス概念における「不安定 (INSECURE)」や「不適切 (INADEQUATE)」の状態をその射程に収めている。これらは、日本における若年ホームレスの議論が含んでいない部分であり、現在の調査でも「ルーフレス」と「ハウスレス」の範囲に留まりがちである。

このような定義の限定が、同じような対象を想定しているにも関わらず、若年ホームレスの議論と仁藤や鈴木らの議論が繋がっていない状況を生み出しているのではないだろうか。特に、仁藤がとらえている若者たちは、この一番広義のホームレスの概念に近く、若者たちを捉えるにあたって、若年ホームレスの定義をどのように考えていくかが今後の重要な議論課題になるように思われる。

もう一つ定義を検討する上では、「寝泊りの場所による定義で見落とされるものはないのか」、という点も論点となるのではないかと思われる。ホームレスの議論は、狭義の定義でも広義の定義でもその人の生活する場所、特に寝泊りの場所によって定義されてきた。しかし、生活している場所だけで、あるいは生活空間を中心としたレス（喪失）状況をとらえるばかりでは、家を出た若者たち一人ひとりがどのように生きているのかというのが明らかにならないだろう。それは、「支援として何を保障すればいいのか」を検討する段階で、大きな課題を生むのではないかと思う。

(2) 「家出」という行為に注目する意義

本章では、日本において、家を出た若者たちがどのような困難状況に置かれているのかが、若年ホームレスの議論や仁藤、鈴木らの報告によって少しずつ明らかにされつつあることを確認してきた。しかし、依然として、我々が子どもや若者たちが発する SOS を十分に受

け止めるためには多くの課題が残されているように思われる。

ここで少し、「家出」という行為に着目する意義を考えてみたい。筆者が家出という行為に着目する必要性を感じるのは、若者たちが発するSOSのサインを、地域でしっかりと受け止めることができていないのではないか、という危惧があるからである。彼らの家出は、もしかしたらほんの僅かな日数かもしれない。家出をする若者たちのなかには、家出をしても、結局は家に戻っている者も多い。しかし、これらの小さなSOSは若者たちの生活を地域で保障するために重要な手がかりを提供する。このSOSへの対応の現状については、相談所などの既存の社会福祉機関がどのような実践を展開しているかについての整理なくして十分に検討することができないが、これまで見てきた家出後の若者たちの生活困難からは、十分に対応できているとは言い難いように思われる。

FEANTSAのホームレス概念では、「ルーフレス」と「ハウスレス」概念に加えて「不安定 (INSECURE)」や「不適切 (INADEQUATE)」概念が提示されていたように、世界的な今日のホームレス議論ではより広義のホームレス概念が提起され、それらの状況への支援策が検討されている。しかしながら、前述したように日本における若年ホームレスの議論は「不安定 (INSECURE)」や「不適切 (INADEQUATE)」の概念まで含むとは言えない。つまり、広義のホームレス概念としての定義が存在するにも関わらず、日本では広義の視点から若者の置かれる生活困難や、そのような状況に置かれる若者への支援策について語ることができていないのである。

それゆえに、「家出」という行為に注目することによって、家を出た後の生活困難だけでなく、家を出る前の生活困難やそういった状況に置かれる若者たちへの支援実践の検討を今の議論以上に展開する必要性を感じるのである。多くの家出する若者たちは、ルーフもハウスもあるが、様々な要因で不安定、あるいはそこで生活し発達するには不適切な状況に置かれている。つまり、家出は「ルーフレス」と「ハウスレス」の範囲に留まらず、「不安定 (INSECURE)」や「不適切 (INADEQUATE)」の概念から若者の生活困難を明らかにする可能性を持ちうると言えるだろう。筆者は、家出に着目した議論が、その小さなSOSに真剣に向き合うための議論の材料を提供し、加えて日本において、「不安定 (INSECURE)」や「不適切 (INADEQUATE)」の点から問題を提起し、広義のホームレス概念から若者の生活困難の現状と支援策の検討へと広げることにつながりうると考える。

(3) 家出 (離家) 支援の必要性と可能性

若者たちが家を出る行動には、消極的側面と積極的側面がある。すべての事例に当てはまるとは言いがたいとはいえ、過酷な家庭環境から脱出し、自分自身の生活を築いていこうという意図を持つ家出行動も存在している。

家を出た若者たちに関する調査・研究は、家を出た若者たちの家庭の貧困状態との関係を明らかにしている。紹介される事例のなかには、家を出ずに留まり続けていたならばより酷い精神状態や貧困状態を呈していたかもしれない、と危惧する事例が少なくない。しかし、

日本においてはそのような若者が家を出るために活用できる資源が実際にはほとんど存在せず、児童福祉法も生活保護法も生家への連絡を原則としており、家との確執を持つ若者たちは利用しづらい状況にある。

日本における家を出た若者に注目する議論は、若年ホームレス調査・研究を中心としてその析出プロセスを明らかにし、就労への継続的な支援や居住の確保などが指摘されているものの、これらの議論では離家に対する支援に触れられることはほとんどない。しかし、若年ホームレス調査・研究で明らかにされた事例には、家を出た後の支援だけではなく、家を出る支援、つまり離家の支援をも含めて議論をしていく必要があることが示唆されているように思われる。

今回の韓国報告書の読み込みや韓国訪問によって、韓国では家出した若者のためのシェルターが存在し、また 1388 という青少年用の緊急ダイヤルが若者の困難をキャッチしているということを学んできた。これにもまた課題が多いことは今回読むこととした韓国の報告書からもわかるが、家を出てきた若者たちの危機状況を社会問題であると認識し、その支援体制を展開していることは日本との大きな違いではないだろうか。

参考・引用文献

- 飯島裕子, 2012, 「若年ホームレスの析出メカニズム：路上への経路分析を手がかりとして」『日本労働社会学会年報』(23), 105-127
- 林真人, 2008, 「カール・ポランニーの埋め込み/脱埋め込み論--労働力商品化と若年ホームレス」『理論と動態』(1), 3-20
- 丸山里美, 2013, 『女性ホームレスとして生きる』世界思想社
- 仁藤夢乃, 2014, 『女子高生の裏社会』光文社
- 野依智子, 2013, 「若年ホームレスの労働からの排除と生育家族の関連」『日本の社会教育』57, 118-129,
- 沖野充彦, 2009, 「若年ホームレス生活者への支援の模索」『貧困研究』2, 12-19
- 鈴木大介, 2010, 『家のない少女たち』宝島社
- 鈴木大介, 2011, 『家のない少年たち』太田出版
- 鈴木大介, 2012, 『援デリの少女たち』宝島社
- 富樫匡孝, 2012, 「ホームレス支援〈もやい〉の現場から見る若者たちと生活保護」『人権と部落問題』64(11), 106-113
- 山口恵子, 2008, 「地方労働市場の変化と地域移動--若者のホームレス化の背景」『理論と動態』(1), 145-159
- 湯浅誠・仁平典宏, 2007, 「若年ホームレス——『意欲の貧困』が提起する問い」本田由紀編『若者の労働と生活世界——彼らはどんな現実を生活しているか』大月書店. 329-362

渡辺芳, 2011, 「ホームレスの危機」『若者問題と教育・雇用・社会保障』法政大学出版局

ビッグイシュー基金, 2010, 『若者ホームレス白書1』

釜ヶ崎支援機構・大阪市立大学大学院創造都市研究科編, 2008, 『「若年不安定就労・不安定
住居者聞き取り調査」報告書——「若年ホームレス生活者」への支援の模索』

ほんわかふうぞく

(http://www.usain2014conference.org/residence_also_compensation.php)

第5章 来年度に向けて

丸山里美¹⁷

本研究プロジェクトでは、今年度は日本と韓国において、若者の貧困状態としての「家出」に着目して検討を行ってきた。

韓国については以下の2点を、文献および聞き取り・実態調査をふまえて検討してきた。①「青少年」（14歳から25歳）の家出問題に対して、どのような政策的取り組みが行われているか、②「家出ファミ」という家出した若者が自発的につくる共同体の実態はいかなるものか（3章）。

日本については、若年ホームレスに関する調査研究を検討すること、ホームレス・貧困支援機関に来ている人の調査から見える若者の実態を見ることを通して、家出する若者たちの実態を把握しようとしてきた（4章）。

以上の研究をとおして、これまでに明らかになった重要な知見は、以下の4点である。

- ① 韓国では、若者が政策的な支援の対象として位置づけられ、若者の家出も社会問題として認識されていること。
- ② 韓国では、家出する若者が自発的につくる共同体として「家出ファミ」があり、犯罪・売春などにつながる危険性があるとともに、若者の家族共同体への希求のあらわれとして積極的に評価することもできること。
- ③ 日本では、若者の家出が社会問題としても政策課題としても位置づけられていないこと。
- ④ 日本では、家出する若者がいるにもかかわらず、その実態は「若年ホームレス」の研究や、性産業にとりこまれる若年女性のルポルタージュから断片的にわかること以外には、十分に把握されていないこと。

以上をふまえて、本研究プロジェクトの来年度の課題として、以下の4点を設定したい。

- ① 韓国において、若者の家出に対してどのような支援がなされているか、その政策と民間も含めた支援システム、その実態と課題を明らかにすること。
- ② 韓国において、上記の支援システムを活用していない若者たちの実態を明らかにすること。
- ③ 日本では、家出する若者を支援している既存の福祉機関は、児童養護施設、婦人保護施設、一時宿泊所、精神保健福祉センターなど多岐にわたっていると考えられるが、ど

¹⁷ 立命館大学産業社会学部 准教授

のような機関でどのような若者が支援されているか、その実態を明らかにすること。また、支援者が家出をどのようにとらえて支援実践に反映させているかも検討すること。

- ④ 日本において、上記のような福祉機関を活用していない家出する若者の実態と、なぜ福祉機関を利用していない／したくないかを明らかにすること。その際、性産業にとりこまれる若年女性だけではなく、寮、ゲストハウス、シェアハウスなどに居住する若者たちの実態も視野に入れること。

おわりに

峰島厚¹⁸

ここに先進プロジェクト研究の今年度のまとめを報告することができた。主に研究の実働部隊となってくれた院生、韓国の取り組みを紹介していただいた先生方、関係者のみなさん、さらに翻訳等に協力していただいた皆さんにお礼申し上げます。

この研究は、児童から成人への移行期にある若者が、移行期にふさわしい生活が保障されているのか、という方法論と課題設定で出発している。そして、その保障が不十分で、貧しい状態に置かれているために生じている若者問題に着目して実態と課題を明らかにすることから始めた。韓日の比較は、若者、青少年という問題把握や対策がすでにある韓国に学ぶことにある。

今年度の研究の最大の成果は、家から出た、貧しい状態にある韓国の若者からの聞き取りによって、何から出たかったのか、逃げたかったのかなど、「家族」「貧困」などのいくつかのキーワードを明らかにできたことであろう。それによって、「ホーム」の「レス」などの貧しさの状態像だけではなく、「家」というものから「出る」「逃げたい」「そうでないものを模索したい」などの若者の意思や願いが込められた行為として、「家出」に着目できるようになってきたことにある。

しかしまだ大人ではない若者である。「出ても」放置されかねない。「未熟さ」ゆえに保護や取り締まり対策の対象にもなりかねない。そうした中にある、若者の自発的な「家出ファム」にさらに着目していこうと到達できたところである。

韓国の若者に視点を当てた取り組みに学びつつも、日本では、第5章で丸山が紹介しているように、「家出した若者」が存在することは明らかにされたが、「搜索」「保護」「取り締まり」しかないと言ってよいであろう。これでは実態の発見もできない。さらに家出した若者の願いを込めた行為に着目した取り組みはほとんどされていない。

保護・取り締まり対策の対象発見でも、「ホーム」の「レス」という状態像だけではなく、何かからの「脱出」「逃避」「模索」した状態などの発見枠組みの検討も要請される。当然「ひきこもり」も含んで。さらに、「何かから」というものの検討、それに即した資源開発も今後の課題である。そしてこれらを、若者固有な課題に即したものにしていく課題も重要であろう。

¹⁸ 立命館大学産業社会学部 教授

先進プロジェクト研究 SG メンバー

山本耕平	立命館大学産業社会学部	教授（はじめに）
峰島厚	立命館大学産業社会学部	教授（おわりに）
丸山里美	立命館大学産業社会学部	准教授（第 5 章）
深谷弘和	立命館大学大学院社会学研究科	博士課程後期課程（第 2 章）
岡部茜	立命館大学大学院社会学研究科	博士課程後期課程（第 4 章）
兵頭宏美	立命館大学大学院社会学研究科	博士課程前期課程（第 1 章）
浦谷彩加	立命館大学大学院社会学研究科	博士課程前期課程（第 3 章）

2015 年度 先進プロジェクト研究 報告書

韓日の貧困状態にある子ども・若者に関する調査研究 一家出の実態に注目してー

2015 年 2 月 1 日 印刷 2015 年 3 月 1 日発行

発行者 山本耕平

立命館大学大学院社会学研究科山本耕平研究室

〒603 - 8577 京都市北区等持院北町 56 - 1

075-466-3593（山本耕平研究室）